

富士宮市文化財調査報告書第28集

史蹟人穴 II

埋蔵文化財にかかる範囲確認調査報告書

2001

富士宮市教育委員会

富士宮市文化財調査報告書第28集

史蹟人穴 II

埋蔵文化財にかかる範囲確認調査報告書

2001

富士宮市教育委員会

例　　言

1. 本書は富士宮市人穴206番地人穴浅間神社境内地における遺構の範囲確認調査にあたり、平成13年度市町村緊急地域雇用特別対策事業として実施された埋蔵文化財調査の報告書である。
2. 本書は平成10年3月に発刊された『史蹟人穴』に続く、埋蔵文化財にかかる範囲確認調査の報告書である。
3. 本書中では、「人穴富士講遺跡」の名称を用いることとする。
4. 調査は、富士宮市教育委員会から委託を受けた㈱東日が行ない、富士宮市教育委員会文化課が調査の指導にあたり、武田英俊（㈱東日文化財調査室主任調査員）が担当した。
5. 発掘調査の費用は、静岡県緊急地域雇用特別対策事業費補助金により支出した。
6. 調査期間は平成13年6月4日から9月7日まで実施され、継続して10月19日まで整理作業および報告書作成を行なった。
7. 本書の執筆および編集は渡井英吾（富士宮市教育委員会学芸員）、武田英俊、小野田晶（富士宮市教育委員会嘱託）が担当し、各章における文責は文末に示した。
8. 出土遺物のうち、陶磁器の鑑定については、辻真人氏（三島市教育委員会学芸員）からご教示をいただいている。
9. 第V章については、建築学の立場から建部恭宣氏（日本建築専門学校教授）より玉稿を賜った。
10. 地形図、遺構実測図に記す高度は、すべて海拔高度をもって示し、単位はメートル（m）とする。また、方位は真北を示す。
11. 土層説明で記す色調の観察は『新版 標準土色帖』（農林水産省農林水産技術会議事務局）で補って判断している。
12. 遺物・遺構の縮尺についてはそれぞれにスケールを明示した。なお、写真的縮尺は任意である。
13. 遺物の計測で（ ）は推定値を表す。法量の単位はセンチメートル（cm）とミリメートル（mm）を使い分けている。
14. 発掘調査および本書の発刊に關係する事務は、富士宮市教育委員会文化課文化財係が担当した。
15. 本報告による出土品および記録図面、写真などは一括して富士宮市教育委員会で保管し、活用をはかるものとする。
16. 発掘調査から報告書作成にいたるまで、次の諸氏からご指導、ご協力をいただいた。記してお礼申し上げる次第である。（敬称略、五十音順）
赤池訓次、赤池善右衛門、伊藤昌光、植松章八、建部恭宣、辻真人、
中嶋郁夫、望月秀雄、若林淳之、渡井一信、渡井正二、人穴浅間神社役員

目 次

第Ⅰ章 はじめに	1
1. 調査の経緯	1
2. 調査の経過と概要	3
第Ⅱ章 環 境	4
1. 地理的環境	4
2. 歴史的環境	8
3. 遺跡の層序	12
第Ⅲ章 遺 構	17
1. 遺 構	17
2. トレンチ	32
第Ⅳ章 遺 物	36
1. 陶 磁 器	36
2. 金 属 器	38
3. 銭 貨	38
第Ⅴ章 特 論	41
1. 人穴富士講遺跡の建築史的考案	建部恭宣 41
第VI章 まとめにかえて	43
1. 建物跡と参道	43
2. 建物跡とその時代	48
3. 人穴富士講遺跡の範囲	50
第VII章 おわりに	52

挿図目次

第1図 遺 跡 位 置 図	2
第2図 地 質 概 略 図	5
第3図 周 辺 地 形 図	3
第4図 明治時代の周辺地形図	4
第5図 人穴地区の中道往還と郡内道	10
第6図 『富士山真景之図』より 富士郡人穴邑淨土山	11
第7図 標 準 土 層 図	13
第8図 調 査 区 全 体 図	15
第9図 建 物 跡 実 測 図 ①	18
第10図 建 物 跡 実 測 図 ②	19
第11図 建 物 跡 2 実 測 図	22
第12図 参 道 跡 実 測 図	23
第13図 建 物 跡 と 参 道 跡	25
第14図 道 跡 と 石 列 実 測 図	27
第15図 炭 烧 窯 跡 実 測 図	29
第16図 炭 烧 窯 跡 3 実 測 図	30
第17図 炭 烧 窯 跡 4 実 測 図	31
第18図 炭 烧 窯 跡 5 実 測 図	33
第19図 井 戸 実 測 図	34
第20図 出 土 陶 磁 器 実 測 図	37
第21図 出 土 金 属 器 実 測 図	39
第22図 出 土 錢 貨 実 測 図	39
第23図 上 部 構 造 推 定 図	41
第24図 『富士山真景之図』より 富士郡人穴邑淨土山(部分図)	42
第25図 人 穴 富 士 講 遺 跡 全 体 図	45
第26図 人 穴 の 領 域 概 念	46

挿表目次

第1表 出 土 陶 磁 器 観 察 表	38
第2表 出 土 金 属 器 観 察 表	40
第3表 出 土 錢 貨 観 察 表	40

写 真 図 版

図版1 遺 跡 遠 景

A. 遺跡遠景（西から）／B. 中道往還と人穴（南から）

図版2 遺 跡 近 景

A. 「淨土門」と人穴（南から）／B. 人穴洞穴（西から）

図版3 建 物 跡

A. 建物跡周辺調査前風景（北から）／B. 建物跡1（南から）

図版4 建 物 跡

A. 建物跡1と基壇北側石列（東から）／B. 建物跡2（西から）

図版5 建 物 跡

A. 建物跡1北側基壇・見切石（南から）

B. 建物跡1西側の石組（南から）

図版6 参 道 跡

A. 参道跡（南から）／B. 参道跡中央付近（南西から）

図版7 参道跡と道跡

A. 参道跡下位付近（南西から）／B. 道跡1（西から）

図版8 道 跡

A. 道跡1・2（北東から）／B. 道跡2と第7トレーナー（北西から）

図版9 石列と炭焼窯跡

A. 石列（東から）／B. 炭焼窯跡1（南西から）

図版10 炭 烧 窯 跡

A. 炭焼窯跡2（南から）／B. 炭焼窯跡3（南西から）

図版11 炭 烧 窯 跡

A. 炭焼窯跡4（南西から）／B. 炭焼窯跡5（北から）

図版12 出 土 遺 物①

A. 出土陶磁器①／B. 出土陶磁器②

図版13 出 土 遺 物②

A. 出土金属器／B. 出土錢貨

第Ⅰ章　はじめに

1. 調査の経緯

富士宮市人穴206番地の人穴浅間神社境内および富士宮市人穴219番地の14にある溶岩洞穴「人穴」は、のちに富士講の教祖となる長谷川角行が16世紀の末、富士山信仰の行者として超人的修業を重ねた場所であると伝えられる。

富士講とは、江戸時代の新興宗教であり、18世紀前半の六代目講祖にあたる食行身様の死後や村上光清の時代ころに講（信仰集團）が発生し、苦行を通して神仏の教えを授かり、衆生濟度の教義を広めていた。教えは主に口伝で広まり、幕藩体制が行き詰まる最中に、講は枝分かれしながら関東一円を巻き込んで信仰が波及し、盛期には「江戸八百八講、講中八万人」と称されるほどの規模であった。

その発祥の地にあたる人穴は「西の淨土」とされる聖地であり、多くの信者が富士登拝の前後に訪れ、その周辺には聖地巡礼を記念した碑塔が建立され、現在まで233基の碑塔が人穴浅間神社境内地で確認されている。これらは講祖や先達らの遺徳を称えるものであり、また富士山登拝の大願成就を記念して建立されたものである。

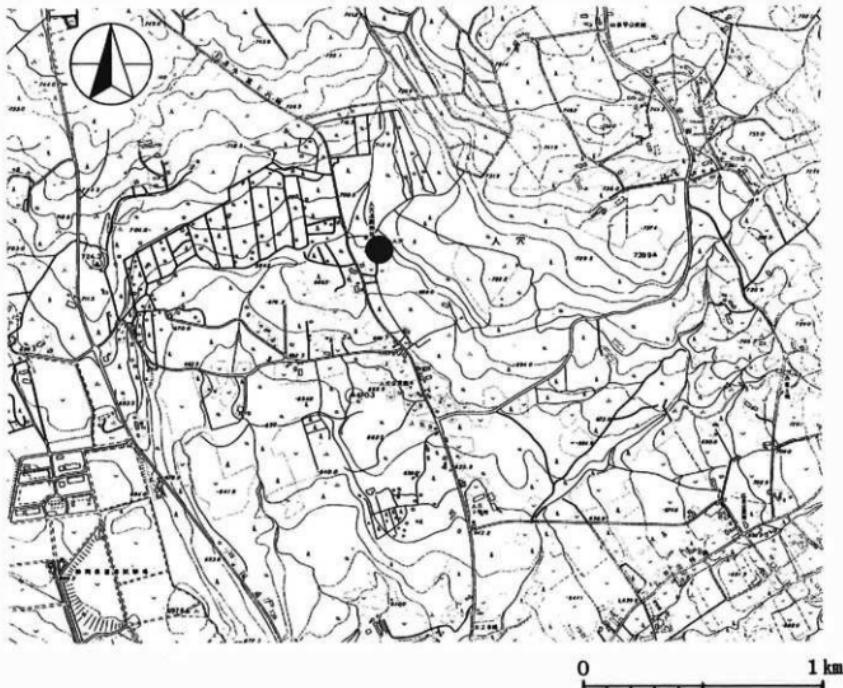
こうした時代背景をもつ地域でありながら、さらに年代を遡れば平安時代末から鎌倉時代前半の事蹟を編纂した歴史書である『吾妻鏡』の中における仁田四郎忠常の探検や、それを原典とする『人穴草子』のような奇怪な物語や古くからの伝承が數多く存在し、伝説と史実が混在する靈験あらたかな場所として知られ、近年では遠藤秀男氏らが先学となって調査研究が重ねられてきた。

富士宮市教育委員会では、昭和63年7月から9月にかけて人穴浅間神社境内地の碑塔群の銘文調査に着手し、平成5年12月より継続的に関東地方の浅間神社および富士塚の調査や長野県地方の富士山信仰調査を行ない、平成6年9月から10月にかけて溶岩洞穴「人穴」および人穴浅間神社とその周辺の調査を始めた。

そして、平成7年5月に「史蹟人穴調査研究会」を組織し、計画的に分担して人穴浅間神社とその境内碑塔群だけでなく、溶岩洞穴としての人穴や周辺の植生などの自然環境、人穴地区の成立や発展、人穴と富士山信仰とのかかわりやその内容、人穴赤池家や人穴古道などの歴史的環境について広範な調査研究を実施し、その調査研究の成果をまとめて、平成10年3月31日に『史蹟人穴』が刊行された。

この調査の中で、人穴碑塔群においては前回の銘文調査の再確認と未調査碑塔の調査を行ない、現状において確認できる全ての碑塔についてのデータが詳細に報告されている。結果、これらの碑塔の中で江戸時代の建立にかかわるものは天明から嘉永年間（1781～1854）が35基と集中しており、これは富士講の盛期に対応するものであり、また江戸時代後期の文化が都市さらに農村にまで普及して発展し、庶民の生活が多様化してゆく時期に対応しているものと思われることや、これらの碑塔を建立した人々の居住地は江戸、武藏を中心に、甲斐、相模、安房、上総、下総など関東地方の他地域に広く分布していることが明らかにされた。

こうした事実により、人穴浅間神社境内地ならびに人穴碑塔群と溶岩洞穴「人穴」は、富士講



第1図 遺跡位置図

の時代的変化による発展の様子や信仰の地域的な分布を知るうえで、たいへん重要な史跡であることから、名称「人穴富士講遺跡」として平成11年6月23日に市指定史跡に認定された。

人穴富士講遺跡は、これまでの調査の成果によって碑塔の型式や銘文の分析をすることで、その時代性はより明らかにすることが可能であるが、文献や絵図などに度々登場する光徳寺大日堂とその付属施設などの実体的な規模は確認されていない。

今回の発掘調査は、富士宮市人穴206番地に所在する人穴浅間神社境内地を対象としたものである（第1図）。これは今後の史跡整備をふまえて、対象地における史跡整備事業に伴った埋蔵文化財にかかる範囲確認調査であり、平成13年度市町村緊急地域雇用特別対策事業として富士宮市が株式会社東日に調査を委託して、富士宮市教育委員会文化課が調査の指導にあたり、平成13年6月4日より実施された。

（小野田）

2. 調査の経過と概要

確認調査期間は平成13年6月4日から9月7日まで及んだ。調査は人穴浅間神社境内地の18,325平方メートルを対象にして実施された。表土の排除と精査による建物跡などの遺構を検出して、その範囲を確認することを主体とし、また地下の包蔵物を確認するためにトレンチを設定した。

遺構実測する際に調査現場で磁北を測り、軸を設定して調査したが、『史蹟人穴』(富士宮市教育委員会1998)調査時に作製された人穴浅間神社境内地の全体図と整合させることができたため、改めてグリッドは設定せず、各遺構単独で調査を実施した。

調査はまず、建物跡から着手し、参道跡・井戸跡・炭焼窯跡などの残存状況・規模の調査とともに現在の参道西側部分の遺構確認作業を行なった。調査を行なった建物跡・参道跡・井戸跡・炭焼窯跡などの遺構の現状は、スギの植林などにより、遺構の一部が破壊されていた。また、建物跡の礎石・石段・炭焼窯跡などの一部は地表に露出している状況であったため、これを検出時の手がかりとして調査を行なった。

調査は建物跡およびその周辺部分の精査作業とトレンチの掘り下げの結果検出された建物跡の礎石や石垣跡などの写真撮影と実測作業を行なう手順で進められた。石段など手実測が困難な箇所はトータルステーションを用いて測量を行ない、撮影後の写真的データ処理はオルソフォトシステムを用いた。

6月25日より参道跡の精査作業を開始し、精査の終了箇所から順次、実測作業を行なった。参道跡の精査が完了した後、参道跡と建物跡の西側よりの間付近にトレンチを設定し、掘り下げを行ない、その後写真撮影と実測作業を行なった。7月10日からは参道跡南側に位置する井戸跡の精査作業および井戸跡の補強作業と、境内北側の道沿いにある炭焼窯跡の精査作業と写真撮影、実測作業を始めた。8月3日より参道石段に平行して西側の傾斜地にトレンチを設定し、掘り下げ後、写真撮影・実測作業を行なった。また、参道跡や建物跡南側の石垣跡では、石の露呈により耐久力が弱まった箇所や、樹木の根の張出による崩落の危険性がある箇所を土叢などによる崩落防止の補強を施した。8月9日より炭焼窯跡の精査、実測および写真撮影作業と並行して現在の参道西側に3本のトレンチを設定して、掘り下げを行なった。これらのトレンチを掘り下げの後、写真撮影と実測の一連の作業をして、調査区内で確認できるすべての遺構に着手し終えた。

また、8月26日には地域住民に対しての現場説明会と新聞発表を行なった。8月27日より建物跡と参道跡、炭焼窯跡やトレンチなどの埋め戻し作業を行ない、9月7日に現地から器材や設備の撤収をした。遺物やデータの整理作業は株式会社東日文化財調査室と富士宮市教育委員会埋蔵文化財整理室が連携して行ない、本報告を以って調査を終了した。

(小野田・武田)

【調査体制】

調査指導 富士宮市教育委員会文化課

学芸員 渡井 英聰

嘱託 小野田 晶、佐野 恵里

調査担当 株式会社 東日

主任調査員 武田 英俊 (株)東日文化財調査室主任調査員

調査補助員 勝俣 利雄、堤 健一、古郡 善明、依田佐太郎

調査・整理作業員 勝俣 秀子、川島ひとみ、渡辺 成子

第Ⅱ章 環 境

1. 地理的環境

雄大な富士山の裾野に展開する朝霧高原は、富士山から噴出した溶岩上に火山灰が堆積してできた、標高980メートルから500メートルの広い高原地帯であるため、夏は冷涼で下界との気温差も2度から4度低く、駿河湾からの温暖で多湿な空気と交わることにより霧が発生しやすい地域である。

人穴富士講遺跡の所在する人穴地域は旧期側火山溶岩流により形成された犬スズミ山溶岩流上に位置している（第2図）。犬スズミ山溶岩流は、標高1,210メートルの寄生火山で、この溶岩流が大量に西方へ流下し、朝霧高原の東域に倒扇形の溶岩原を形成している。富士宮市域では、犬スズミ山溶岩流のほかに新期本体噴出物により形成された天母山溶岩流などがある。これらの溶岩流には数多くの溶岩塚や溶岩洞穴が形成され、人穴富士講遺跡にある洞穴もそのひとつである。

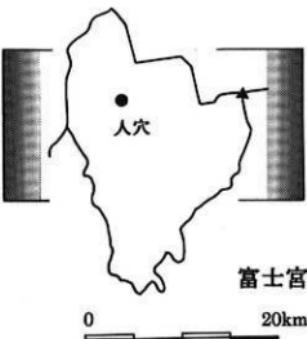
この周辺地域は、大沢扇状地を形成する放射谷からの堆積物と富士火山およびその寄生火山の噴出物で覆われ、水が地下に浸透しやすいため、大小多くの沢が存在しているが、空沢となってしまう。水脈は存在するが、本来は乏水地域である。しかし、透水性の良い新富士噴出物に覆われている箇所と透水性の悪い古富士集塊質泥流が露出したままの箇所が混在する影響で、両者の境目にあたる溶岩原末端付近では湧水群が存在し、白糸の滝や猪之頭などの豊水地域がいくつか見られる。人穴富士講遺跡で修業をする行者が白糸まで下りてゆき、水垢離を行なったのは、こうした水利的な原因もあったと考えられる。

人穴地区は、太平洋戦争中の昭和17年から18年にかけて陸軍少年戦車兵学校の設立に伴い、その演習地拡張のため、住民の強制的な移住が促された。戦後、酪農移民の入植や強制移住から戻ってきた人たちによって人穴地区は新たに開発され、その周辺は、治水や開墾により生活の便が向上し、近年ではレジャー施設が建設されるなど観光地化されてきている（第3図）。山林を開いて酪農のための牧草地を広げ、また幹線道路が整備されたため、牧歌的な風景が見られる。それ以前の様子は、明治21年（1888）に大日本帝国陸地測量部が作製した地形図（第4図）により知ることができる。

上井出村より根原村に向かう道の経由地に人穴村は位置する。この道はおそらく旧中道往還の道筋を辿るものであると思われる。中道往還については、歴史的環境において述べることにする。人穴村は人穴浅間神社から南へ500メートルほどの台地上に二十数軒の家が建ち並んでいる集落で、その周辺には、広葉樹林が広がるのみで建物らしいものは一切見当たらない。文久元年（1861）成立の『駿河志料』に当時の八穴村の様子として「此地は富士西麓にて、萱野の中なる確なる地の孤村にて、人家の四辺雜木林二三十町許あり……家数二十八戸」と記載されているが、この時期と村の併まい自体に変化はあまり見られないと捉えてよいと思われる。

人穴富士講遺跡の現状は、社殿とその参道である石段、洞穴の入口と神塔群で構成される境内の周辺をスギや雑木が生い茂った山林が囲んでいる。戦後に植林されたスギがほとんどで、今回調査の対象箇所も植林による山林内での調査となった。

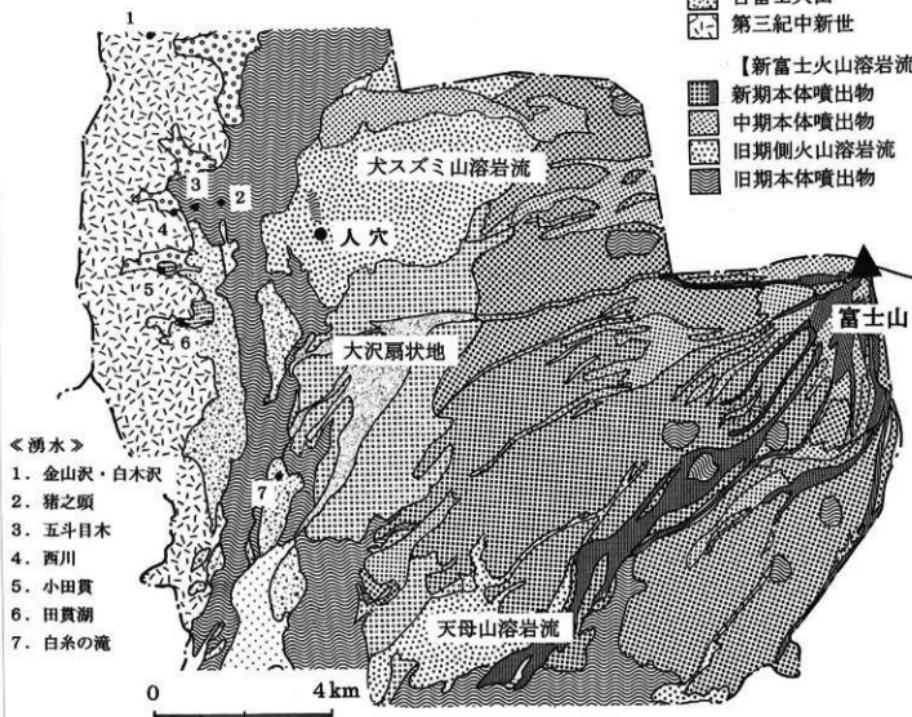
静岡県



沖積層
扇状地堆積物
古富士火山
第三紀中新世

【新富士火山溶岩流】

新期本体噴出物
中期本体噴出物
旧期側火山溶岩流
旧期本体噴出物



(富士宮市 1988『富士宮市の自然』より引用、加筆)

第2図 地質概略図



第3図 周辺地形図



(明治 21 年大日本帝国陸地測量部作成図より複写)

0

1 km

第4図 明治時代の周辺地形図

2. 歴史的環境

人穴の地名については、『吾妻鏡』中の建仁3年（1203）6月3日の条に、その名称がみられるように、鎌倉時代には既に現在名で呼称されていたことが窺える。やがて、その洞穴に長谷川角行が籠もり修業したことにより、後世富士講の聖地として周知の地名となる。

人穴の名の由縁として「人の棲む穴」であったことから、そう呼ばれているとある。この人穴より北へおよそ1キロメートル離れた場所に姥穴遺跡があり、その洞穴と周辺では古墳時代前期の土師器が採取されており、太古より人の生活にかかわった痕跡を残していることから、人穴周辺もしくは洞穴内にも古代人がいたとしても不思議はないが、乏水地域であるうえ火山灰地のため、農耕生活には適さないことから、生活の継続性や発展においては考え難いものがある。よって、古代以来の修験者が修業のために籠もるなど、ある目的から短期的に滞在した人びとが年中いた洞穴であったと解釈しておきたい。

（1）人穴富士講遺跡の年譜

人穴の歴史と伝承や文献資料については、既刊の『史蹟人穴』で紹介されている（渡井正1998）ので、ここではその概要を述べることにする。なお、物語については遠藤秀男氏の研究（遠藤1989）、人物や富士講の形態については岩科小一郎氏の『富士講の歴史』（岩科1985）を参考にしている。

歴史資料の中で「人穴」が登場するのは、前述の『吾妻鏡』である。鎌倉の將軍源頼家の命令による仁田四郎忠常の洞穴探検が知られている。この伝説は、室町時代に成立した『人穴草子』に継承され、江戸時代中期に様々な写本となって流布することにより、ますます人穴が靈窟である印象を強めていったのかも知れない。

長谷川角行が人穴で修業を積んだのは、永禄年間（1558～1569）とされる。永禄元年出身地である長崎を出て東国を目指した。そして人穴に辿り着くと一千日の大行を成し遂げたと伝えられる。角行の素生を示す資料は『角行藤仏記（または御大行の巻という）』（『史蹟人穴』資料八）や『行鉢の巻』（『史蹟人穴』資料九）などの伝記として残されている。これらの成立年代は、およそ江戸時代中期以降で、ほとんどは富士講が隆盛を極めた時期にあたる。角行はその後も人穴を根拠地として修業や諸活動を行ない、106歳にしてこの地で入寂したと伝えられる。それらの角行と人穴のかかわりが後に富士講信者たちに聖地として崇められるようになった所以である。

また、徳川家康は天正11年（1583）7月13日に人穴地区に対して諸役免許の朱印状（『史蹟人穴』図版三五一一）を授けている。家康と角行の対面が事実であるかは定かでないが、『行鉢の巻』のなかで家康は、再三人穴まで角行を訪ねて来たと伝えられている。その発端は、天正10年（1582）に家康が甲州侵攻に失敗し、敗走の途中で人穴洞穴を発見し、そこで角行と出遭ったとされ、敵軍の追手から匿われて一命を救われたという。そのお礼として翌年再び人穴の角行のもとまで訪れたのだが、修業に勤しみ何も受取らない角行の代わりに人穴村の諸役を免除したのだといわれる。その原因の真偽はともかく、当時生産力の乏しかった人穴村は徳川家康より厚情を受けていたといえる。

角行に由来する富士山信仰が講として形態が明らかとなるのは、村上光清が講祖（角行より六代目とされる）を務めた時代である。光清は享保5年（1721）から同11年（1726）に人穴を訪れて修業を行なっている。光清は上吉田浅間神社（現北口本宮富士浅間神社）を造営するなど、富士講の正統を継承するものとして実権をふるった。なお、富士講は五代目より分派し、祖師伝承

の光清派に対して、身禄派という別立教派があった。

身禄派の講祖である食行身禄は、これまでの富士講の呪術的性格を廃し、済民教世によって、享保10年代（1725～1736）の飢饉や物価高騰などの影響で混迷する幕政の中で庶民に生きがいを説いていた。そして、享保18年（1733）富士山中で断食入定し、後に富士講の聖典とまでいわれる『三十一日の巻』を完成させた。身禄が聖人化したことにより身禄派の信仰者数は増大し、やがて江戸八百八講と呼ばれるまで発展した。こうして富士講はひとつの宗教団体として形態を整えたのである。

富士講が最も隆盛した時期は、寛政から文政期（18世紀末～19世紀初頭）であり、人穴富士講遺跡に建立された碑塔の数も23基（『史蹟人穴』表一）と集中期を示している。碑塔の建立は、維新前後に空白期を迎え、廃仏毀釈を経て、明治14年（1881）に再び開始される。これは、神仏分離にともない富士講も仏教的要素を排し、神道化されても信仰の基本は「人穴は浄土」であったと理解できる（植松1998）。

廃仏毀釈の時潮は、富士講信者たちに存続の危機感を与え、教部省の要職にあった浅間神社宮司宍野半に相談し、正規の手続きで明治6年（1873）に公認の教団を設立したのを発端として、各地の講が結社化された。しかし、上吉田浅間神社では村上光清寄進の護摩堂や仁王門などが破却された。人穴富士講遺跡でも明治以前の神仏習合の御堂を焼却して、同じ人穴にある廃寺の清岩寺跡にあった御堂を移転し、新たな村社として浅間神社を祭るようになったが、人穴参拝する富士講信者の数は年々増えているようである。

昭和10年代になると、人穴全体が様変わりする。昭和17年（1942）に陸軍少年戦車兵学校が上井出（富士宮市上井出）に開校し、その演習地拡張のため、人穴村民は転居を余儀なくされ、人穴浅間神社殿も富士講の石灯籠2基とともに、芝山地区（富士宮市上井出）に移転した。太平洋戦争が終結した後、人穴村民の多くは戻るが、この社殿や北山（富士宮市北山）に移転した御法家赤池家（註）は再び人穴の地へは戻らなかった。富士講の信者の多くは東京に在住していたが、戦後の混乱の中で、焼け野原になった東京から再び富士講を盛行させようとする動きはほとんど見られず、富士講は衰退し、時世は流れ、現在の人穴富士講遺跡の姿に至っている。

（2）中道往還

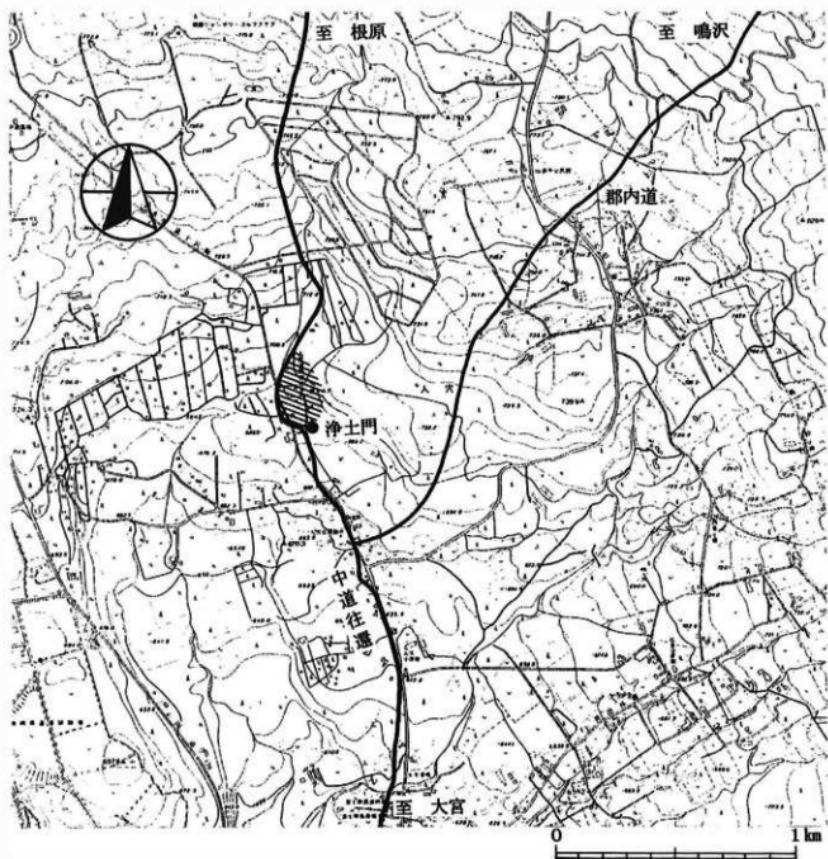
駿河と甲斐を結ぶ最短ルートとなる中道往還は、はっきりとしないが中世戦国期には今川氏が根原に関所を構えたことから既に存在が認められており、近世以降は、駿河からの海産物が甲斐へと運ばれたことから「塩の道、魚の道」と呼ばれ明治時代まで主要街道として続いている。その経由地に入穴は位置していた。また、富士講の信者などは富士参拝を終えた後に、人穴参拝をする習慣があったため、富士山北口の吉田から人穴に行く場合、主に精進湖から中道往還を通ってこの地にやって来るための巡礼道でもあった。

調査区周辺の山林内で、その古道が確認できる。溶岩が露出した部分と、所々石を並べたのではないかとみられる箇所があることから、前出の明治21年時の地図と整合させて、中道往還の道筋を復原してみた（第5図）。

大宮町から根原村に向かう道であるが、途中で分岐し、鳴沢村へと至る郡内道がある。この道は、戦前の人穴村民の全戸移転となるまで続き、かつて、塩や魚のほか、木材や木炭など林産物を運搬するために利用されていたという。鳴沢村から直接人穴参拝する場合は、この道を通った。

中道往還は、現人穴富士講遺跡近辺で、地形的な作用以上に大きく進路を迂回している。大宮

方面から見た場合、浄土門（『史蹟人穴』碑塔No.1）を分岐点として中道往還は左折し、道は人穴富士講遺跡の参道へと接続しているようにも捉えられる。中世から近世にかけて中道往還の道筋に変化があることも十分考えられるが、少なくとも浄土門の碑塔が建立されたとされる天保6年（1835）以降には、人穴が浄土として崇められるようになり、一般の交通路を迂回させて、浄土の域を避けて通らなければならないという意識がはたらいたものであると思われる。



第5図 人穴地区の中道往還と郡内道

(3) 光保寺

角行の伝記である『御大行の巻』や角行「御見抜」(『史蹟人穴』資料七)などに「光保寺食成」という文言がみられる。角行が修業していた当時、洞穴の傍らに小庵があり、そこで角行が食事を摂ったことから、「食の淨苑」としたと考えられ、その小庵と修行者の世話をしていた御法家赤池家など、人穴修業ないし参拝のための施設が富士講関係者にとっての寺のようなものであったことから「光保寺」と呼んだと考えられる(渡井正 1998)。

「光保寺」の名称がより具体性を帯びるのは、天台宗系の僧侶である空胎が人穴修行者として文政から天保年間(1818~1844)にかけて訪れていた時代である。空胎は文政6年(1823)に人穴を訪れ、光保寺を再興したとされる。それ以前の光保寺の様子は『大日堂修復勸化帳ノ寫』(『史蹟人穴』資料一九)によって、人の手が入らず、嘔かわしいほどに荒れ果てていたことが想像できる。

光保寺の年代を遡ると、空胎(空觀とあるが、空胎と同一人物とされる)が記した『光保寺略縁記 人穴之由略』(『史蹟人穴』資料十五)によると、「赤池家と元祖(角行)の行弟である日珥と珥心が角行の三回忌にあたる慶安元年(1648)に元祖落命の地である明藤開山光保寺を再興し、大日如来を安置し、寛文5年(1665)に修理をした」とあり、文言を信用すれば角行の時代には存在していたものと捉えられる。

光保寺の姿を知り得る資料として『富士山真景之図』(長島1985)がある。弘化4年5月に成立し、英湖斎泰朝(長島泰行)の絵図と紀行文により構成されている。その中で「富士郡人穴邑淨土山」の絵図が紹介されている(第6図)。



第6図 『富士山真景之図』より富士郡人穴邑淨土山
長島泰行筆画『江戸時代參詣繪巻 富士山真景之図』名著出版

この絵図を見ると、行者が數人道を歩いていて、その先に「赤池」と書かれた門構えのある館がある。これが御法家赤池家と見られる。この門は、現在北山に居住する赤池氏宅に残されている。鳥居を潜ると、境内地に入るが、この場所は現在の境内と比較して、参道を上がって右手に洞穴、正面に社殿という位置関係から、絵図では参道となる石段こそ見当たらないものの同じであると見られる。絵図では現在社殿がある位置に「大日」と書かれているから、大日堂があり、その脇の人穴の開口部前方部にあたる位置にある石灯籠は、弘化2年（1845）に建立された碑塔（『史蹟人穴』碑塔No.19）と一致している。

問題となるのは、洞穴の玉垣になった小高い丘の上に御堂のような建造物が認められることである。現在の人穴富士講遺跡で、この位置に建物は存在していない。無いものを敢えて描くほどの必要性は無いことから、当時、洞穴の上に建物があったことを示す重要な資料である。筆者はこの絵図に描かれた「淨土山」こそ「光徳寺」の空間と合致すると考えていることから、この御堂は光徳寺内で何らかの機能を果たした施設であったのではないかと思われる。

大日堂については、神仏分離令後の明治10年3月11日に従前からの浅間社を取り潰して焼き払い、翌日に清岩寺跡より九尺四方の観音堂を引き移して建立し、浅間社としている。また、明治18年に浅間神社を再建し、この社殿は現在の芝山浅間神社である。

（小野田）

【註】

人穴修行中の角行の食事や宿泊の世話をしたのが赤池家だと伝えられ、赤池家が人穴で修行する代々の行者の世話をしてきたといわれる。このことから、赤池家は「光徳寺」（明治以降は御法家）と呼ばれ、人穴修行や人穴参拝に訪れた富士講信者を迎える、その世話をするのが勤めであった。

赤池家には、御法家として神殿が設けられ角行をはじめ後継者代々の位牌や「御見抜」（修行者の悟りの書、富士講の本尊）が飾られていた。人穴を訪れた人は、まず洞穴に参拝し、その後赤池家の神殿に通され宝物の開帳を受けた。参拝者には各種の御札や「御壇」（袋に洞中の土をつめたもの）が授与された。

また、筆もり処人穴の管理や人穴周辺の碑塔の建立と管理も赤池家が行なっていた。
富士宮市「歩く博物館」一人穴地区一より引用

〈文献〉

渡井 正二 1998 「第四章 人穴の歴史」『史蹟人穴』富士宮市教育委員会

遠藤 秀男 1988 『富士山一史話と伝説一』名著出版

岩科小一郎 1985 『富士講の歴史』名著出版

植松 章八 1998 「第三章 五 碑塔に見る富士講」『史蹟人穴』富士宮市教育委員会

長島泰行筆画、岡田博校訂・解説 1985 『江戸時代参詣 富士山真景之図』名著出版

3. 遺跡の層序

今回確認調査を行なった人穴富士講遺跡の調査は山林内での調査となるため、調査区全域でスギやヒノキによる腐植土の堆積がみられ、その下に大沢ラビリ層（いわゆる富士マサ）が堆積している。また、新富士火山旧期溶岩流上に位置する遺跡であることから、火山岩の岩盤が表層直下で露出する箇所が多く、火山性の砂礫を多く含むこともこの地域の堆積土の特性としてあげら

れる。

洞穴上の山林内の緩やかな傾斜地に設定したトレンチにおいて約112センチメートルの掘下げを行ない、第7図に示した層序を本遺跡の標準土層とするが、対象が広範囲におよぶため、調査区内に合計10か所のトレンチを設定（第8図）して、遺跡内の遺構と層序を確認した。各トレンチの詳細な内容については第III章においてふれておく。

遺構は視認できる箇所があるように、構築面は現在の表土層と然程違いがない。これは遺構を表面的な精査によって容易に検出できる反面、後世の植林や開発による人手の影響を受けやすく、本遺跡のような石列の組合せによる構築を主体とする遺構では、石の移動などに大きく作用してしまう。

第1～4トレンチは、洞穴上の建物跡とその周辺に設定された。遺構は第1層上部に位置し、第3トレンチを除いたほかのトレンチでは、第1層の下からは第6層の富士マサが確認される。人穴洞穴範囲に掛かる箇所では、第1層下から岩盤が露出し、その直上に遺構の石が配置される状態のものもある。第1層は、深い地点で約20センチメートルから30センチメートルの堆積が確認できる。

第5～7トレンチは、参道跡の西側の斜面に設定された。建物跡周辺と同じく第1層の下に第6層がある状態が丘陵斜面の裾部で確認できるが、斜面を縦断して設定した第7トレンチでは、第3層を欠いた本遺跡の標準層序が岩盤を避けた一部の箇所で確認できるが、かつて造成を行なつたらしく、配管施工の埋設などによる客土や、不燃物ゴミやガレキの混入が比較的目立った。また、第5トレンチ以南の平坦な箇所でもガレキが多く混入していた。丘陵の末端部付近の第6層では非常にスコリア密度の濃い富士マサが確認できる。

第8～10トレンチは、現在の神社の参道である階段を挟んで西側の山林に設定された。遺跡内における中道往還の通過を確認するためであったが、これらのトレンチで遺構を確認することはできなかった。第1層と第6層で構成され、最西端の第10トレンチでは間層に第4層が確認できる。また、第8トレンチの表土中からは、直径20センチメートル以上の比較的大きな火山岩が多く含まれていた。

（小野田・武田）

標準土層（第7図）

第1層 黒色土

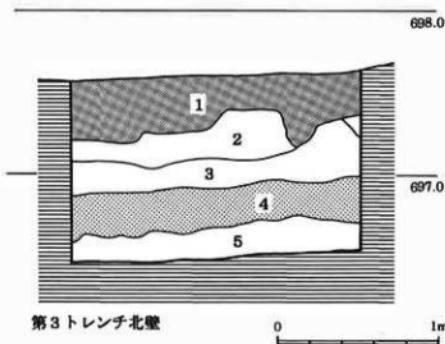
現在の表土層で土の締りは弱く
粘性もやや弱い腐植土層。

第2層 明黒色土

土の締りおよび粘性は共に強い。
層内に粒径1～2ミリメートルの
燈色スコリア粒を含む。

第3層 明黒色土

土の締りは非常に強く粘性も強
い。層内に粒径2～7ミリメート
ルの燈色スコリア粒を多く含む。



第7図 標準土層図

第4層 黒褐色土

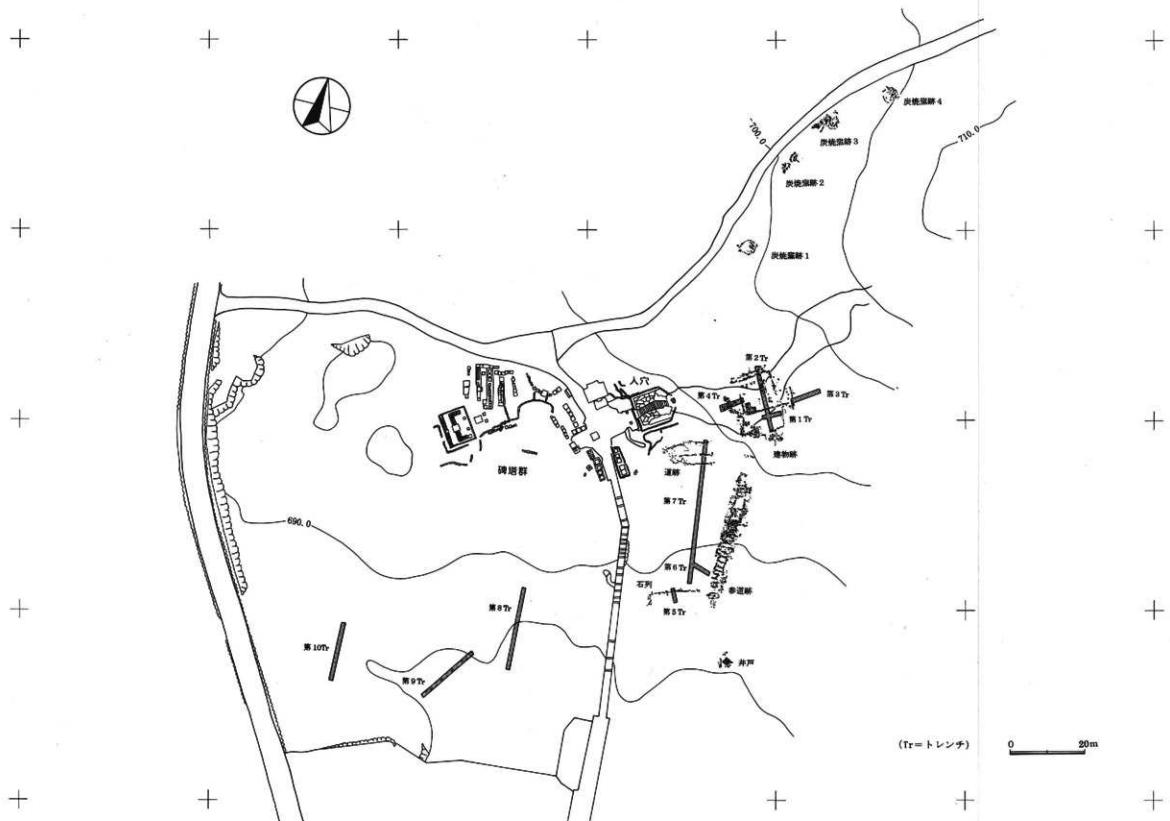
土の繰り粘性は共に強い。層内に細かい燈色スコリア粒・砂を含む。

第5層 褐色土

土の繰りは非常に強いが粘性は弱い。層内に粒径1~5ミリメートルの燈色スコリア粒と砂礫を多く含む。

第6層 大沢ラピリ（富士マサ）

土の繰りは非常に強いが粘性はなく、粒径1~2ミリメートルの燈色スコリア粒と赤褐色土と砂礫で形成されたマサ層。



第8図 調査区全体図

第三章 遺構

1. 遺構

(1) 建物跡

建物跡 1 (第9図・第10図)

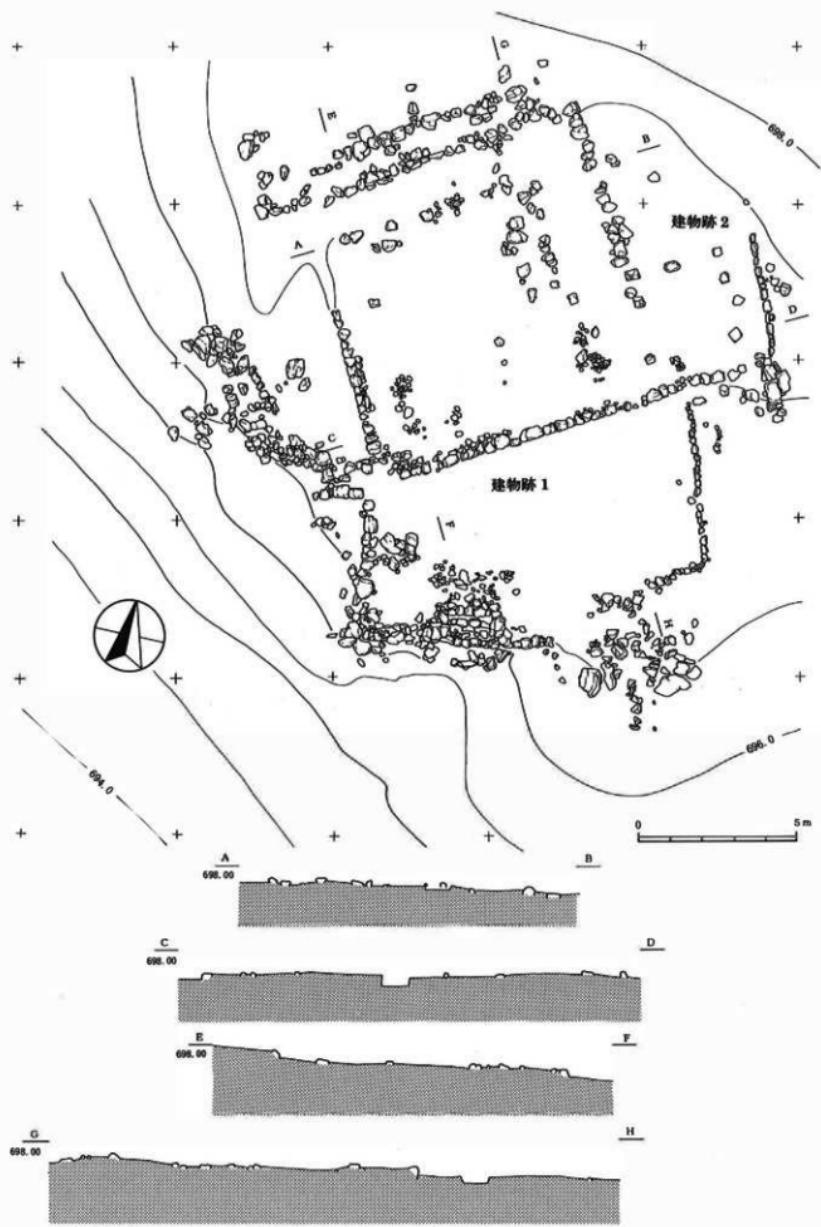
位置 建物跡1は調査区の北東部、人穴洞窟の直上の平場に位置している。建物跡北側は緩やかな斜面となっている。また、建物跡の南側には参道跡が延びている。

遺存状況 本建物跡においても建物跡2と同様に礎石は構造精査以前において現在の表土上にてその一部が検出されていた。建物北側部分にて検出された礎石では表土下の溶岩に直にのせているものも検出されたが、残りの3方では礎石は検出されず建物跡の南東側角と南西側角にて礎石を安定させる為の小型の溶岩角礫が検出されただけで他の礎石は植林などの際に除去されたと考えられる。建物跡を囲む様に基壇が構築されているが、その南東側の一部は建物跡2によって石が抜き取られており、北西側の一部は崩落により消滅している。この基盤として区画される北西側には、2列の平行する石列（基壇北側）が見られる。建物跡1の南側には基壇より一段下がって境内と思われる平場が所在しておりそれを囲む様に平場の東側では山の傾斜に直交して自然の小型角礫が並べられている。平場の南と西側には石垣が構築され、南側石垣には参道跡へとつなぐ石段が組まれている。

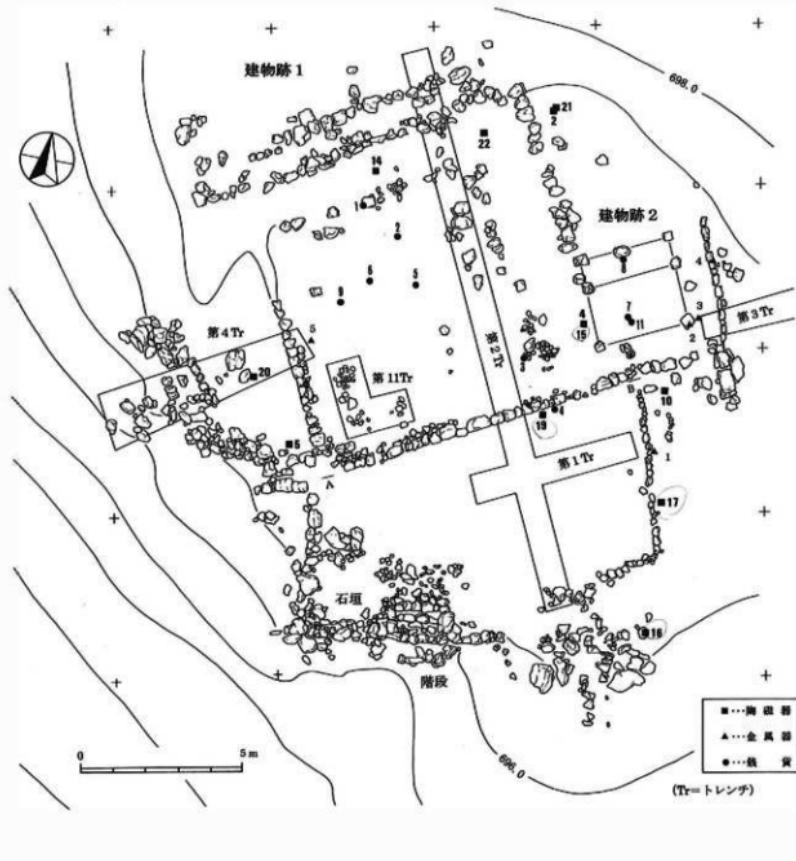
形状・規模 検出された建物跡1の形態は、北側礎石列（S 1～S 2）では40センチメートル×30センチメートル程度の面取りされた単体の溶岩角礫を使用した礎石が4基（S 1・S 2・S 5・S 6）と礎石基部2基（S 7・S 8）が検出され、東側では礎石が1基（S 9）、礎石基部が2基（S 3・S 10）、東側では礎石跡が3基（S 11・S 12・S 13）、礎石基部が2基（S 4・S 14）、南側では礎石基部が1基（S 15）検出された。四方の礎石間は北側（S 1～S 2間）が5.9m、西側（S 1～S 3間）が6.25メートル、東側（S 2～S 4間）が6.15メートル、南側（S 3～S 4間）が5.65メートルとなる。それぞれの礎石跡の間隔は北側ではS 1～S 5間が1.2メートル、S 5～S 6間が1.15メートル、S 6～S 7間が0.9メートル、S 7～S 8間が1.25メートル、S 8～S 2間が1.4メートル、西側ではS 1～S 9間が2.2メートル、S 9～S 10間が6.25メートル、S 10～S 3間が1.5メートル、東側ではS 2～S 11間が0.9メートル、S 11～S 12間が0.8メートル、S 12～S 13間が0.75メートル、S 13～S 14間が2.65メートル、S 14～S 4間が1.1メートルとなる。

北側礎石列の検出状況からみて東・南・西の三方の礎石列についても同様な間隔で礎石が配列されていたと考えられるが、精査の結果、現況では西側・南側ではほとんど検出されず植林等により礎石・礎石基部の礫は除去されたと考えられる。また、東側においては礎石に使用されたと考えられる礫が地表面に点在していることから西・東側同様、植林等により礎石・礎石基部の礫は除去されたと考えられる。建物跡の縦軸方向はN-30°-Wを指向し、その面積は礎石間（S 1～S 4）から推定で約36.9平方メートルをなすと思われる。

施設 建物跡を取り囲む様に基壇が検出された。検出された基壇の平面形態は口字状をなし、その規模は北側基壇が8.55メートル（8.9メートル）、南側基壇が12.7メートル（12.9メートル）、西側基壇が4.95メートル（8.7メートル）、東側基壇が5.4メートル（9.35メートル）で平面形態は南



第9図 建物跡実測図①



(見切石立面図)



第10図 建物跡実測図②

南東に広がるやや歪な方形をなす。南側基壇では 20×20 センチメートル～ 70×30 センチメートル、北側基壇では 20×25 センチメートル～ 40×40 センチメートル、西側基壇では 20×25 センチメートル～ 40×40 センチメートル、東側基壇では 20×30 センチメートル～ 40×50 センチメートルの規模の溶岩角礫が用いられている。

西側および南側の基壇に用いられている溶岩角礫はいずれも面取りされており、その面が建物外部に向かって据え付けられている。また基礎および裏側部分には小型の溶岩礫を裏込め石として用いて補強を行なっている。北側および東側の基壇では割取った溶岩角礫をそのまま用いた、地面を浅く掘り込み溶岩角礫を埋設しただけの簡単な構築である。また、東側基壇では南側の半分近くが建物跡2によって破壊されている。

建物跡北側基壇と平行に構築されている7.3メートルの長さの石列も北・東側の両基壇と同様に 20×25 センチメートル～ 40×40 センチメートルの大きさに割取った溶岩角礫をそのまま用い地面を浅く掘り込み溶岩角礫を埋設しただけの簡単な構築である。このことから北側基壇の外側に構築されている石列は建物跡へ斜面上部からの土砂の流入を防止する為の土留めの構築物と考えられる。南側・西側基壇と北側・東側基壇においてみられる構築方法の差異は、南側・西側基壇は建物跡の所在する平場からの土砂の流出の防止、北側・東側基壇は北側基壇上部石列と同様に建物跡平場への緩斜面上部からの土砂の流入を防止する為と考えられる。基壇の縦軸方向はN-30°-Wを指向し、その面積は約83.68平方メートルをなす。またこの建物跡の存在する平場の南側には約20センチメートル下がって境内と考えられる平場がある。この平場は東西約10.45メートル、南北約6.2メートルの広さで、平場の南部分、石段西側には溶岩が露出しており、その溶岩を利用して平場を構築している。平面形態は参道の位置に規制されていることから歪な方形をなす。平場（前庭部）の西・南側には石垣が構築されており、山の傾斜の関係で東側と南側石垣の石段部分までは1段の石列状態で、石段より西側部分では3～4段の溶岩角礫が積まれていたと考えられる。西側の石垣上部は現況では崩落により無くなってしまおり基礎部分の石列が残っているだけである。南側石垣部分の石段は 20×30 センチメートル～ 20×40 センチメートルの大きさの溶岩角礫を用いて4段構築されており、石段の長さ1.25メートル、幅約1.5～1.28メートル、高さ1.02メートルを測る。平場（前庭部）を巡る石垣は東側で約5.35メートル、南東側で5.4メートル、南側で6.3メートル、西側で4.6メートルを測り、いずれの石垣も溶岩角礫をそのまま用いて構築されている。西側の石垣と建物跡2の基壇部分は切れており石段とは別に境内西側よりの入り口となっていたとも考えられる。建物跡1の基壇西側の斜面には溶岩角礫が多く点在しておりこの斜面にも石垣が構築されていたと考えられる。

遺物出土状況 建物跡1では刀子1点・寛永通宝3点・和釘2点・陶磁器8点等の遺物が出土しており、遺物の出土状態はいずれも遺構精査の時に表土層から出土した。遺物の出土地点は刀子が建物跡北東側にて、寛永通宝が建物跡北東側にて2点、建物跡南東側にて1点、和釘が建物西側にて1点、建物跡北側にて1点、陶磁器が建物跡北東側にて1点、北側基壇の外にて2点、北側基壇内にて1点、建物跡北東側にて1点、南側基壇にて1点、西側基壇外にて2点が出土した。

また、建物跡1南側の一段下がった平場（前庭部）からも和釘1点、陶磁器3点が出土しており、遺物の出土状態はいずれも遺構精査の時に表土層から出土した。遺物の出土地点は和釘が境内東側で、陶磁器が石垣の南側で2点、石垣南東側で1点が出土した。いずれも精査時の表土層から出土した。

建物跡 2 (第11図)

位置 建物跡2は調査区の東南部、人穴洞窟の直上に位置する。

遺存状況 建物跡2は建物跡1を切る形で検出された。礎石は遺構精査以前において現在の表土上にてその一部が確認されていた。

形状 検出された礎石跡はいずれも地面を浅く掘り込み礎石を埋設しただけの簡単な構築であった。

規模 検出された建物跡2の形態は40センチメートル×30センチメートル程度の面取りされた単体の溶岩角礫を礎石とし、北側(S1～S2)・西側(S1～S3)・東側(S2～S4)の3方向では3基、南側(S3～S4)では2基の礎石が検出された。

四方の礎石間はS1～S2間が2.85メートル、S1～S3間が2.75メートル、S2～S4間が2.7メートル、S3～S4間が2.85メートルとなり、その間に位置するS1～S5間が1.35メートル、S5～S2間が1.5メートル、S1～S6間が0.825メートル、S2～S7間が0.825メートル、S6～S3間が1.925メートル、S7～S4間が1.875メートルの間隔で配置されほぼ方形をなす。縦軸方向はN-24°30' - Wを指向し、その面積は約7.84平方メートルをなす。

施設 級石の東側には30センチメートル×20センチメートル程度の面取りされた溶岩角礫を用いて基壇が長さ4.2メートルの規模で構築されているのが検出された。溶岩角礫の面取りされた面はいずれも建物跡側を向いて構築されており丁寧な造りがなされているが、基壇の補強の為の裏込め石は用いられていない。検出された礎石はいずれも地面を浅く掘り込み、それを埋設しただけの簡単な構築であった。

遺物出土状況 建物跡2では寛永通宝3点・和釘3点・陶磁器1点等の遺物が出土しており、遺物の出土状態はいずれも遺構精査の時に表土層から出土した。遺物の出土地点は寛永通宝が建物跡南側にて2点、建物跡北側部にて1点、和釘が東南側の礎石にて2点、建物跡東側の基壇の内側にて1点、陶磁器が建物跡東側にて1点が出土した。

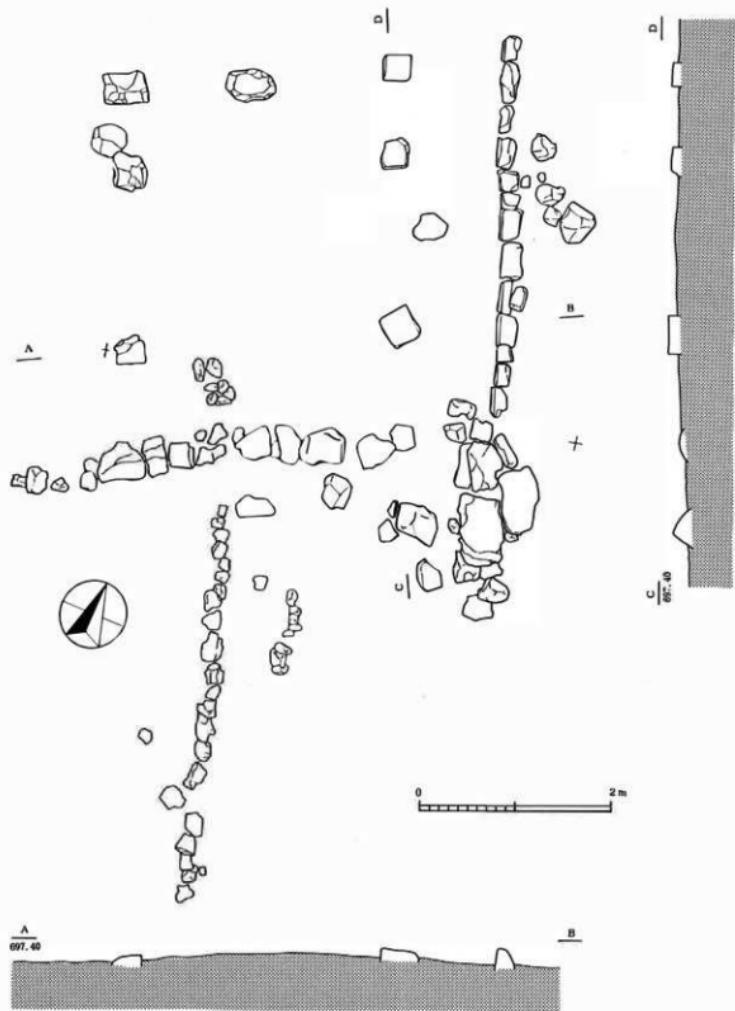
(2) 参道跡 (第12図)

位置 参道跡として確認された石段は調査区の東側に位置し、建物跡1に付随する平場(前庭部)の南側から斜面を下り、井戸跡の所在する平地にまで延びている。

遺存状況 現況では石段の大部分が腐植土とスギの根に覆われていたが急峻な部分においては石段の一部が表土上にて確認されていた。石段の上部と下部の傾斜の緩やかな部分は比較的良好な状況で石段は検出されたが、参道の石段が緩傾斜から急峻になる部分と植林の行なわれている付近においては石段の一部が崩壊している。

形状 石段は人穴洞窟の上にて検出された境内より一段下がった平場より始まり、約8m下がったところでやや西側に彎曲し、そのまま直線状に平地まで下り、井戸跡付近まで延びていたと考えられるが、参道跡の登り口付近から井戸跡の西側付近にかけては近年の住宅の解体に伴い地山まで搅乱をうけており、参道の痕跡は検出できなかった。参道跡の縦軸方向はN-5°-Eを指向する。

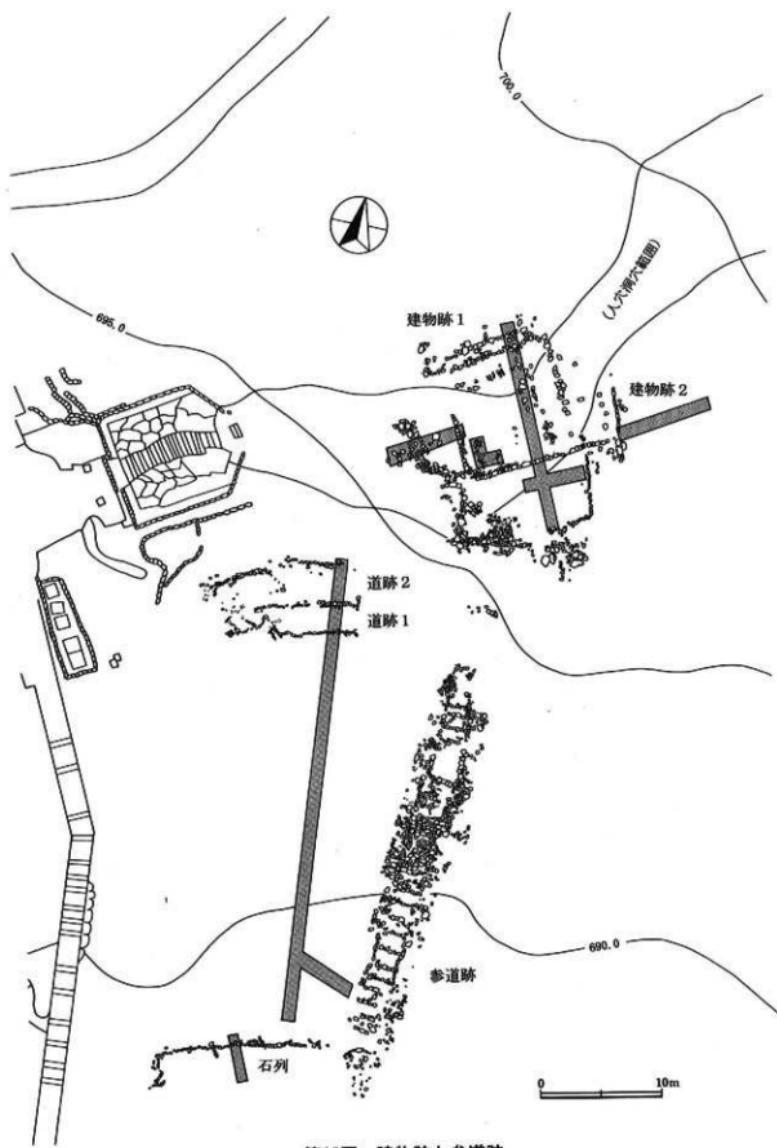
規模・施設 調査の結果、石段は21段が確認され、その石段の高低差は約8メートルあり、その幅は2.0～2.7メートルとなり石段の幅は石段中央付近の急峻な部分が広くなるが、上下の傾斜の緩やかな部分は2.5メートル前後の幅で構築されている。特に参道跡上部の傾斜の急峻な部分では露出している溶岩を利用して石段を構築していることから石段の幅がやや広くなっている。参道



第11図 建物跡2実測図



第12図 参道跡実測図



第13図 建物跡と参道跡

跡の石段の長さは現況では約34.3メートルあり、参道跡の形状は山の地形に沿って傾斜の緩やかな場所では石段の間隔が広くなり（約1.1～1.55メートル）、傾斜の急峻な場所では石段の間隔が狭くなる（0.38～0.4メートル）。検出された石段は面取りされた20～50センチメートル位の溶岩角礫を用いて構築され、その溶岩角礫を安定させる為に小型の溶岩の割り石を裏込めとして用いている。参道の傾斜の緩やかな場所では20～30センチメートル位の溶岩角礫を、また傾斜の急峻な場所では30～50センチメートル位の溶岩角礫を用いている。

遺物出土状況 参道跡では寛永通宝1点が境内の石段下の参道降り口付近にて精査時の表土層から出土した。

(3) 道 跡

2条の道跡と思われる石列が確認されている。両者は重複関係にあるが、南側に展開する古い段階のものを道跡1とし、北側の新しい段階のものを道跡2とする。これは、いざれも参道跡の上り口、石垣の西側に位置する。二つの道とも建物跡1あるいは2と洞穴人穴や碑塔群などを結ぶ機能を有していたものと考えられる。なおいざれからも遺物は出土していない。

道 跡 1 (第14図)

遺存状況 全長9メートルほどが検出されている。その西側は道跡2による造成やそれ以後の土砂等の流出に伴い大きく崩壊しているようで、細礫が広い範囲に亘って散らばっている。また、道跡1に伴う北側石列は、道跡2の南側石列として改修されている様子が確認されている。その改修により道跡2の道路面は道跡1より一段高くなるが、それにより、道路脇石列はその高さを得るため、道跡北側石列を裏込め状の石としてそのまま利用している。このように道跡1の北側石列は、上部に大型の溶岩、下部にやや小ぶりの溶岩礫により構築されているが、その下部の溶岩礫は、道跡1の南側石列の石と類似したもので構成されている。

形状・規模 子供の頭ほどの溶岩礫による2条の石列として認識される道跡1は、幅2.1メートルほどを測るものである。ほぼ、直線的にN-75°-W程の傾きを示して東西方向へ延びる状況で確認されている。

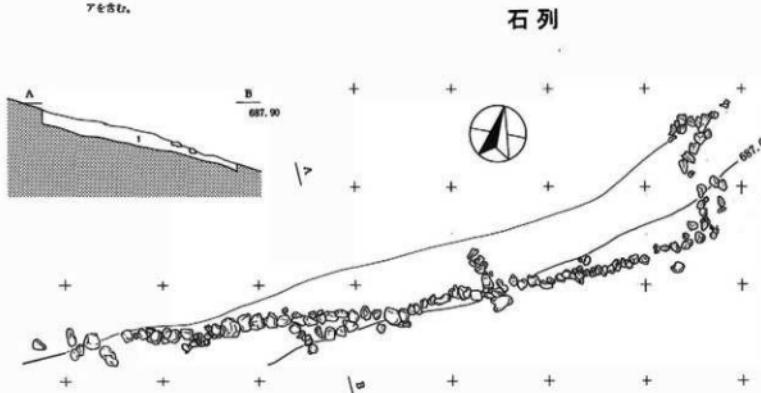
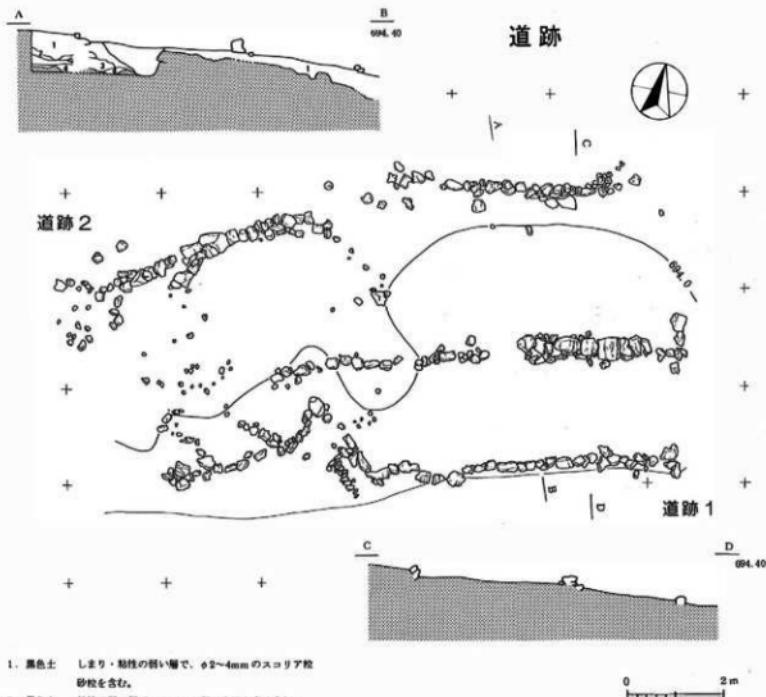
道 跡 2 (第14図)

遺存状況 全長11メートルほどが検出されている。西側はその南側石列部分を中心に流出が著しく残存状況は良くない。東側はこの道跡2の南側石列と道跡1の北側石列の重複が確認されるようその残りは良い。この重複状況からは、古い段階の石列を意識して利用していることが分かるが、それは道跡相互にほとんど時間的な空白なく構築されたと捉えることができるものである。
形状・規模 道跡2の北側石列は、途中1.7メートルほどの長さで礫の抜けている部分があるものの、南側に緩やかな弧を描く形状を示している。南北の石列として認識される道跡2は、その東側部分において幅2.9メートルを測ることができる。

(4) 石 列 (第14図)

位置 石列は参道跡の登り口付近西側に位置する。

遺存状況 石列は石列中央付近がやや膨らみながら参道跡側から現在の参道方向に向けてほぼ東西方向に20～40センチメートルの溶岩角礫を用いて構築されており、東端部ではほぼ直角に曲が



第14図 道跡と石列実測図

り旧石段に沿って伸びている。

形状・規模 現況での長さは東西方向が13.7メートル、東端部の南北部分で2.6メートルを測る。石列東側角より中央側に4.8メートルのところにて石列を横切るかたちで約1.35メートルの石列が確認された。

いずれも小型の溶岩角礫を用いて構築されており、角礫は地面を浅く掘り込み埋設しただけの簡単な構造である。なお、遺物の出土はなかった。

(5) 炭焼窯跡

炭焼窯跡1（第15図）

位置 1号炭焼き窯跡は調査区の北側に位置する。

遺存状況・形状・規模 この炭焼窯は昭和初期まで使用されていた窯である。長軸4.1メートル、短軸3.5メートル、直径は約9.62メートルの不整橢円形をなし、深さは検出面から焼成室底まで約88センチメートルを測る。窯の構築には溶岩角礫を用い、現況では窯壁面には10~30センチメートル、窯焚き口付近は30×55センチメートル前後の溶岩角礫を用いた3~4段の溶岩角礫の壁が残っている。窯の主軸方向はN-21°-Eを指向し、その面積は10.005平方センチメートルをなす。焼成室内床面には窯の構築に用いたと考えられる溶岩角礫が点在している。

施設 焼成室内の覆土は3層に分けられる。1層は黒褐色土で土の締り・粘性は共にやや強く多くの炭化物を含む。2層は淡黒褐色土で土の締りは強いが粘性はやや弱い。粒径2ミリメートル前後の焼土粒・砂を含む。3層は暗褐色土で土の締りは強いが粘性はやや弱い。粒径2ミリメートル前後の焼土粒・小石・細砂を含み、また、焼土ブロックもみとめられる。遺物の出土は無く炭焼窯に伴う遺構も検出されなかった。

炭焼窯跡2（第15図）

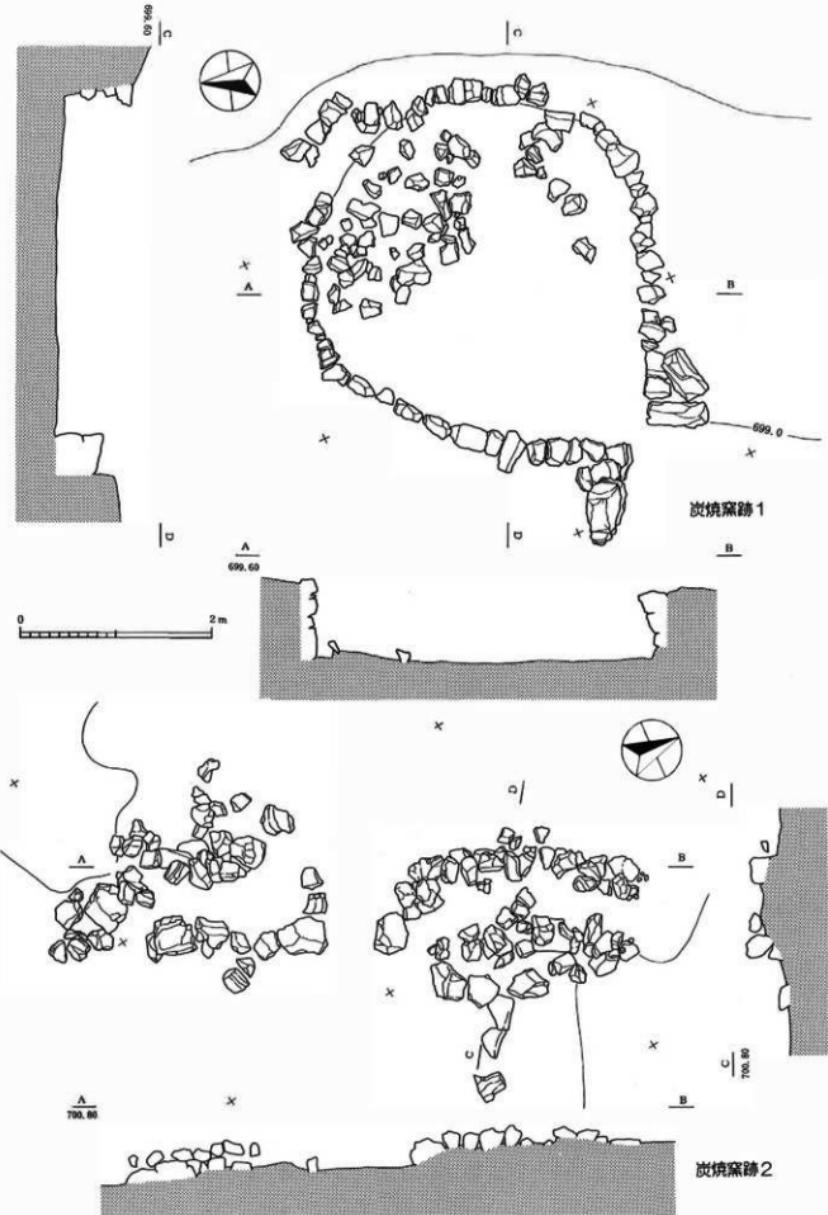
位置 炭焼窯跡2は調査区の北側に位置する。

遺存状況・形状 この炭焼窯は昭和初期まで使用されていた窯である。現在は、林道建設によりその大部分は破壊されていた。付近に炭焼窯に用いた溶岩角礫が点在している。現況では僅かに窯の焼成室の一部と思われる部分の溶岩角礫が3.37メートル残っているが部位は不明である。遺物の出土は無く炭焼窯に伴う遺構も検出されなかった。

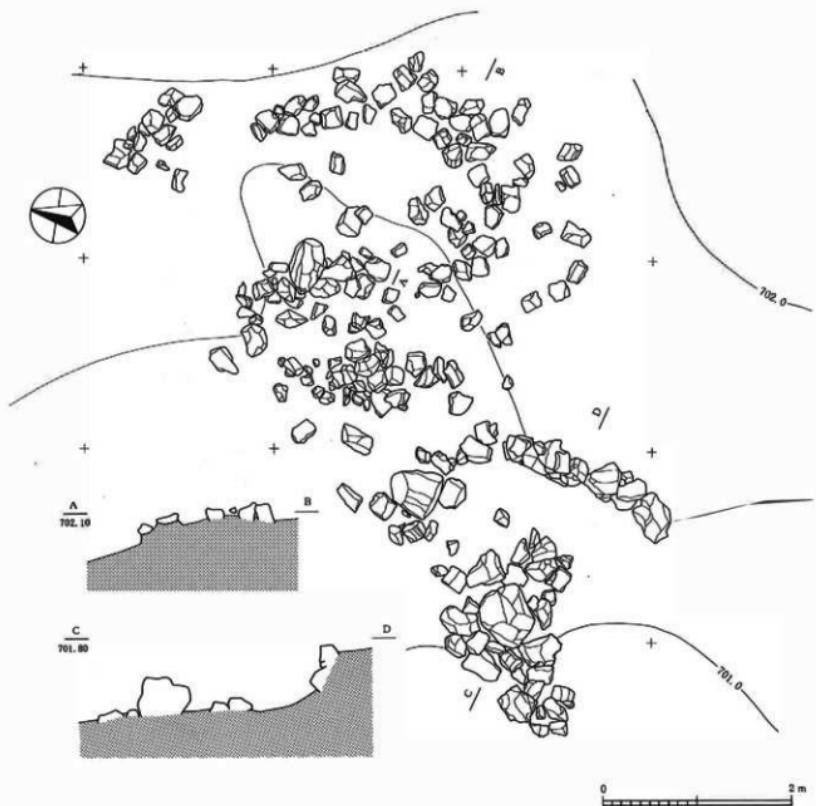
炭焼窯跡3（第16図）

位置 炭焼窯跡3は調査区の北側に位置する。

遺存状況・形状 この炭焼窯は昭和初期まで使用されていた窯である。現在は、炭焼窯跡2と同様、林道建設によりその大部分は破壊されていた。現況では僅かに窯の東側壁面の一部が2.7メートル残っており、周辺には窯の構築に用いた溶岩角礫が多く点在している。窯の構築には溶岩角礫を用い、現状では焼成室壁の一部の3段に溶岩角礫が積まれた部分が残っており、現存している部位の窯の深さは68センチメートルを測る。遺物の出土は無く炭焼窯に伴う遺構も検出されなかった。



第15図 炭焼窯跡実測図



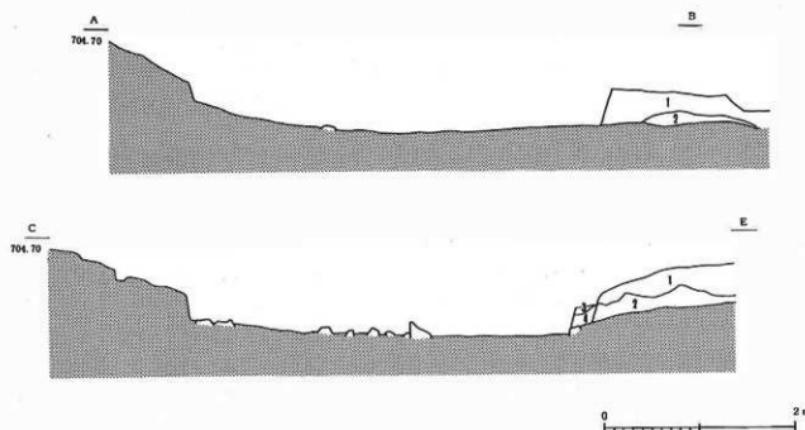
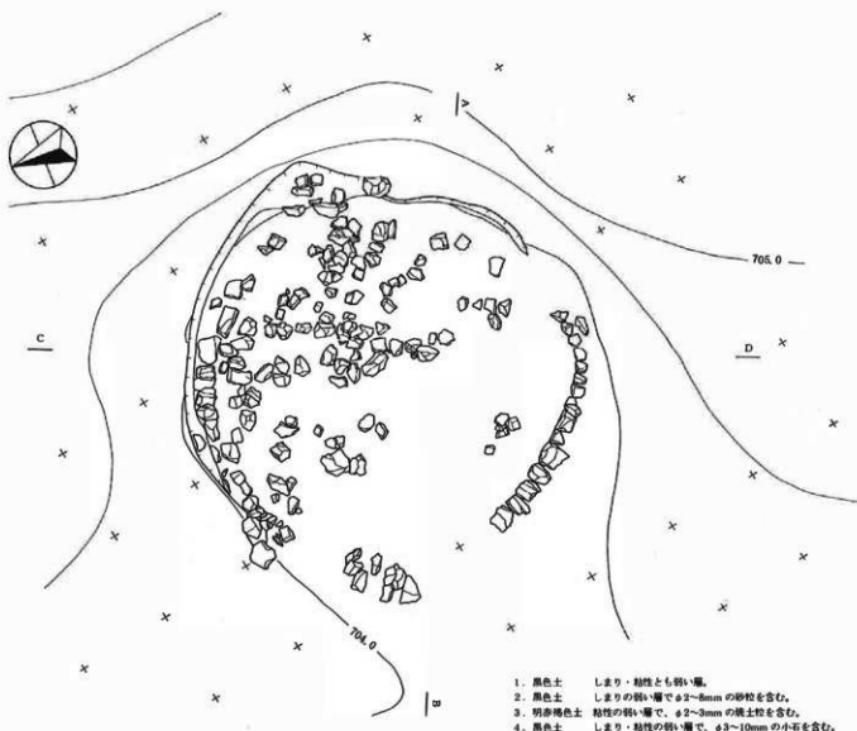
第16図 炭焼窯跡3実測図

炭焼窯跡4（第17図）

位置 炭焼窯跡4は調査区の北側に位置する。

遺存状況・形状・規模 この炭焼窯は昭和初期まで使用されていた窯である。長軸4.18メートル、短軸3.86メートル、直径は10.63メートルの不整橿円形をなし、深さは検出面から焼成室底まで約41センチメートルである。窯の構築には14~25センチメートルの溶岩角礫を用い、炭焼窯跡1と同様に3~4段積み上げて構築されていたと考えられるが、現況では窯壁面部分の溶岩角礫は抜き取られており焼成室の一部に1段窯構築時の溶岩角礫が残されているのみである。窯の主軸方向はN-2°-Wを指向し、面積は約10.945平方メートルをなす。

施設 焼成室内には表土層内で細かい炭化物がわずかに混在して検出されたが遺物の出土は無く、窯の構築に用いられた小型の溶岩角礫が焼成室内に点在するだけであった。



第17図 炭焼窯跡4実測図

炭焼窯跡5（第18図）

位置 炭焼窯跡5は調査区の北東側に位置する。

遺存状況・形状・規模 この炭焼窯は昭和初期まで使用されていた窯である。縦4.3メートル、幅3.13メートルの不整橢円形をなし、深さは検出面から焼成室底まで約76センチメートルを測る。窯の構築には溶岩角礫を用い、3～4段積み上げて構築されている。窯の縦軸方向はN-16°-Wを指向し、その面積は9.28平方メートルをなす。

施設 焼成室内の覆土は4層に分けられる。1層は黒褐色土で土の締り・粘性は共に弱い。粒径2ミリメートル前後的小石・細砂が多く含む。2層は黒色土で土の締り・粘性は共に弱い。粒径1センチメートル前後的小石・炭化物粒・細砂が多く含む。3層は黒褐色土で土の締りはやや弱いが粘性はやや強い。細かい焼土粒・細砂を含む。4層は淡赤褐色土で土の締りは強いが粘性は弱い焼土層。

(6) 井戸跡（第19図）

位置 調査区域の東南部、参道の延長線上の東側に位置する。

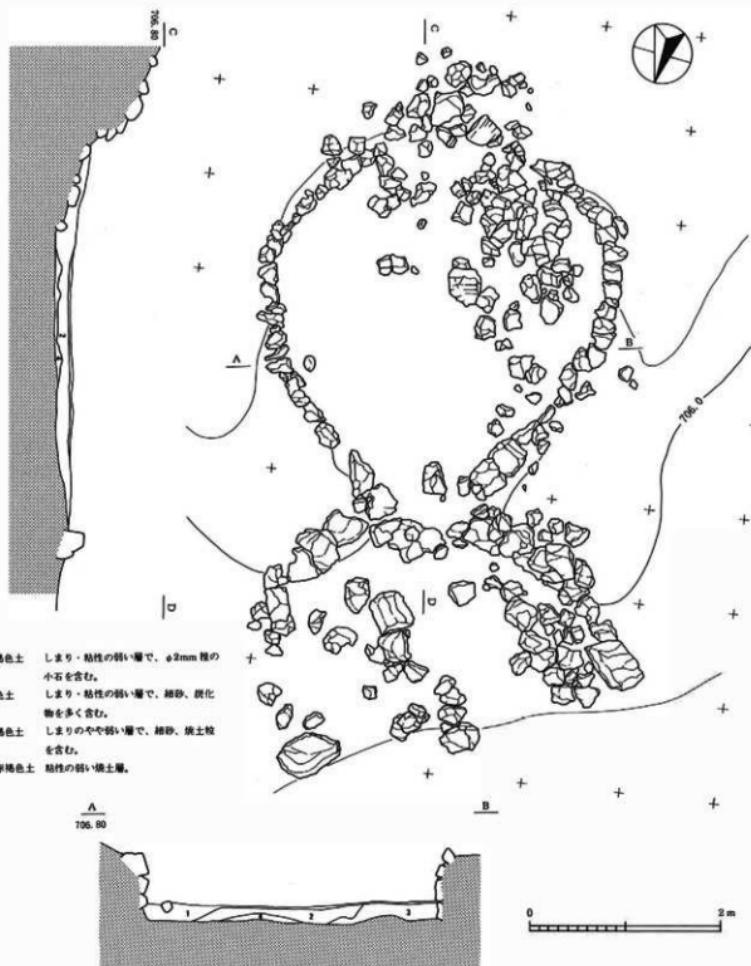
遺存状況 現況では井戸の半分以上は井戸の構築と補強に用いた大小の溶岩角礫や土砂によって埋没しており枯れ井戸となっており、長年の風雨により、井戸壁面を構築している溶岩角礫の隙間も広がって崩れやすくなっている。

形状・規模 井戸の平面形態はほぼ円形をなし、現況での井戸の規模は長軸が1.66メートル、短軸が1.54メートル、直径が2.16メートルを測る。井戸の深さは溶岩角礫や土砂によって埋没している為確認できなかった。現況での深さは2.44メートルを測り、井戸の壁面はほぼ垂直に下がっており、20～40センチメートルの角礫溶岩を組み合わせその隙間および裏込めにこぶし大の溶岩礫を詰めて構築されている。なお、遺物は出土しなかった。

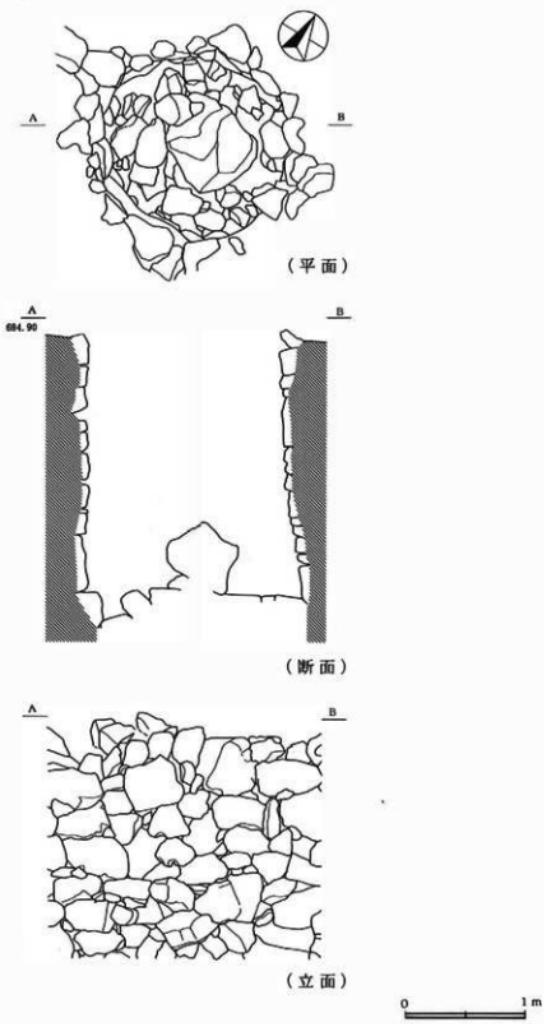
2. トレンチ

第1・2の各トレンチは建物跡2に設定して掘り下げを行なった。その結果、表土層直下には大沢ラビリ（富士マサ）がひろがっており、第2トレンチの南側および北側では溶岩が地表面まで露出している場所もみとめられた。第4トレンチは建物跡2西側斜面に設定し掘り下げを行なった。その結果、第1・2トレンチと同様に表土層直下に急傾斜で大沢ラビリ（富士マサ）が広がっており、小型の溶岩角礫を含んでいる。

第3トレンチは建物跡1、東側に設定して掘り下げを行ない、トレンチ東側部分では土層観察用の深掘りを行なった。その結果、深掘り地点では大沢ラビリ（富士マサ）層までに山の上部からの流入による腐植土層が厚く堆積していた。第5トレンチは参道登り口の西側部分の斜面に設定して掘り下げを行なった。その結果表土層直下に大沢ラビリ（富士マサ）層が広がっていた。第6トレンチは参道西側、山の斜面に直交するように設定し掘り下げを行なった。その結果第1～5トレンチと同様に表土層直下に大沢ラビリ（富士マサ）層が広がっていた。第7トレンチは参道西側に平行に設定して掘り下げを行なった。その結果、表土層直下には溶岩と大沢ラビリ（富士マサ）が入り混じって堆積していた。特に急傾斜面では表土層直下には大沢ラビリ（富士マサ）は溶岩がみとめられた。第8・9・10トレンチは現在の参道の西側斜面に南北方向に設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。その結果第8・9トレンチは表土層直下に大



第18図 炭焼窯跡 5 実測図



第19図 井戸実測図

沢ラビリ（富士マサ）層が広がっていた。第8トレーニングの北側部分は急傾斜となっておりトレーニング中央付近が谷となっている為、表土層が厚く堆積している。第10トレーニングは第9トレーニングの西側に設定して掘り下げを行なった。地形的には緩やかな谷状をなしており第8トレーニング同様トレーニング中央付近では谷の両側からの流れ込みが厚く堆積している。

第1トレーニング

第1トレーニングは建物跡1南側の平場（前庭部）に幅1メートル、5.2メートルの長さで東西方向に設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。

第2トレーニング

第2トレーニングは建物跡1と南側の平場（前庭部）を南北に横切るかたちで幅1メートル、18メートルの長さで設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。

第3トレーニング

第3トレーニングは建物跡2を東西に横切るかたちで幅1メートル、8メートルの長さで設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行ない、トレーニング東側部分の3メートルについては土層観察用の深掘りを行なった。

第4トレーニング

第4トレーニングは建物跡1の西側斜面に幅1メートル、6.4メートルの長さで東西方向に設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。

第5トレーニング

第5トレーニングは参道登り口の西側部分の斜面に幅1メートル、4.2メートルの長さで南北方向に設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。

第6トレーニング

第6トレーニングは参道途中の西側部分の斜面に幅1メートル、4.2メートル長さで東西方向に設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。

第7トレーニング

第7トレーニングは参道西側斜面に参道に平行する様に南北方向に幅1メートル、39メートルの長さで設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。

第8トレーニング

第8トレーニングは現在の参道の西側斜面に幅1メートル、22メートルの長さで南北方向に設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。

第9トレーニング

第9トレーニングは第8トレーニングの南西側の斜面に17.2メートルの長さで南北方向に設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。

第10トレーニング

第10トレーニングは第9トレーニングの西側の斜面に幅1メートル、22メートル長さで南北方向に設定して掘り下げを行ない、土層の堆積状況確認を行なった。

(武田)

第IV章 遺物

人穴富士講遺跡からは、陶磁器22点と金属器6点と錢貨11点が出土している。建物跡における遺物の分布状況は第10図に示した。すべて表土層より検出されており、すでに露出していた遺物については一括して表探している。

1. 陶 磁 器

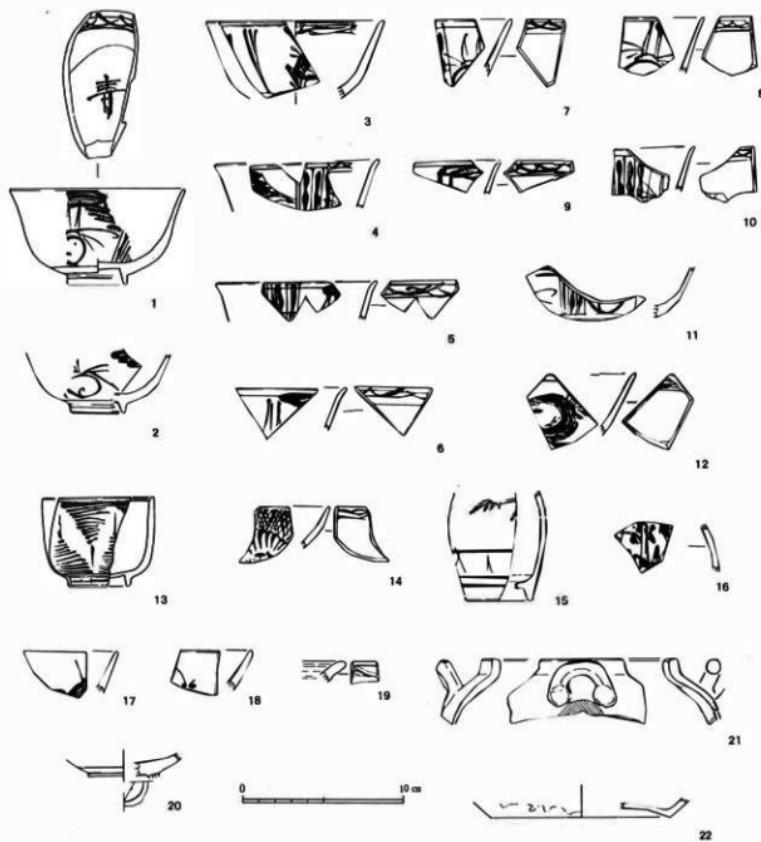
出土した陶磁器（第20図、第1表）の産地は、瀬戸・美濃産陶磁器14点（1～14）と肥前系陶磁器6点（15～20）で不明なものが2点（21、22）ある。

瀬戸・美濃産陶磁器の年代は、新製焼と呼ばれる時期で小～中形の端反輪類が主体で、19世紀前半に急速に普及した。素地が硝子状の光沢を放ち、コバルトの色彩が鮮やかであることが特徴である。いずれも明治5～10年（1872～1882）に生産された磁器である。

1は端反碗で口径10.9センチメートル、高台部径3.7センチメートル、器高6.0センチメートルである。外面は草木のような文様が数パターン描かれて、雑多な図柄を作り出している。内面の口縁部には、区画に交叉する弧の重なりが連続して描かれ、見込みに「寿」字が記されている。2は碗類の胴下半部と高台の一部が残存し、高台部径は推定3.3センチメートルを測る。外面と内面の文様は1と同様であり同一個体の可能性がある。3は碗の胴下半部から口縁部にかけて残存している。口径は推定11.0センチメートルである。外面に草花状の文様が描かれ、内面の口縁に区画に複数の線が伸びやかに描かれている。4は小碗の口縁部片で、推定10.2センチメートルの口径を測る。外面は捻状の文様で、口縁の内側に交叉した弧が区画に描かれている。5も小碗の口縁部片で、口径は推定10.1センチメートルを測り、4と同一個体の可能性がある。6も小碗の口縁部片で、外面の文様に捻状文は見られないが、内面の区画弧状文が4や5と同じであるため、同一個体ではないかとみている。7と8と9は碗類の口縁部小片で文様は1や2と類似している。10も口縁部の小片であるが、胴部が他の碗類よりも直線的である。外面は捻状の文様で、内面の口縁は1や2のような区画弧状文が描かれている。11は碗の胴下半部片で文様は1に類似する。12の小片は1の文様と類似するが、コバルトの滲みが目立つ。13は小盃で口縁部から高台部にかけて残存している。口径が7.2センチメートル、高台部径が3.8センチメートル、器高が5.6センチメートルを測る。外面に水面をモチーフにしたような連続する線文様が描かれている。内面には口縁に細い二重線が描かれている。14は碗類の口縁部小片で上部に滲んだ格子文様が入り、下部の文様は暈かしてある。内面は上向きの弧が口縁に描かれている。

肥前系陶磁器は、18世紀後半に流通した染付などが見られる。瀬戸・美濃産と比べ、光沢の弱い釉調と淡いコバルトが特徴といえる。この時期の肥前系陶磁器は器種の形態に多彩なバリエーションがあることとされる。

15は瓶の胴下部から高台部にかけての磁器片で、底径は推定4.0センチメートルを測る。胴部に樹木の枝状の文様が描かれている。内面は施釉されていない。16の磁器も瓶の小片で、外面に草花状の文様が描かれ、内面は施釉されていない。17は碗類の磁器の小片である。不明であるが文様が外面に描かれている。18も碗類の磁器の小片であり、点と線の文様が外面に描かれている。



第20図 出土陶磁器実測図

19は陶器の鉢の小片で、胎土は赤褐色で、外面に刷毛目が施されている。20は磁器の碗の高台部片であり、高台部見込みと胴下部に線が描かれている。

21と22は、産地・年代とも不明であるが、土瓶の破片である。胎土は黄褐色で無透明の釉薬が施されているが、表面は粗い。把手部分にコバルトが塗られている。

第1表 出土陶磁器一覧

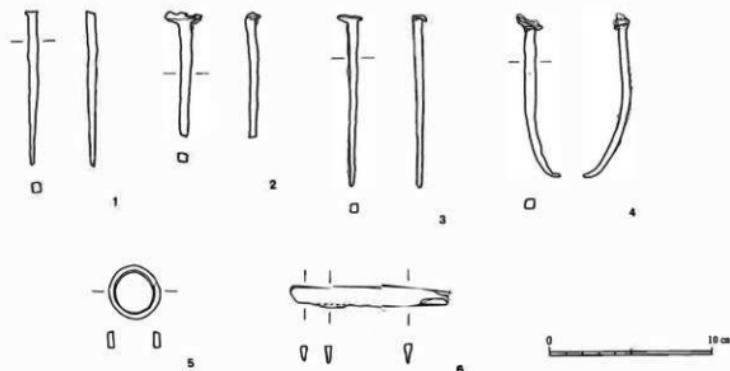
遺物番号	出土遺構・出土区	種別	器種	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	產地	年 代	備 考
1	表 探	磁器	碗	10.9	3.7	6.0	瀬戸・美濃	明治初頭	染付、2と同一個体
2	建物跡1 東側	磁器	碗	—	(3.3)	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付、1と同一個体
3	建物跡1 東側	磁器	碗	(11.0)	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付、1・2と同一か
4	建 物 跡 1	磁器	碗	(10.2)	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付、5・6と同一個体
5	建物跡1 西側	磁器	碗	(10.1)	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付、4・6と同一個体
6	表 探	磁器	碗	—	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付、4・5と同一個体
7	表 探	磁器	碗	—	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付
8	表 探	磁器	碗	—	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付
9	建物跡2 南側	磁器	碗	—	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付
10	表 探	磁器	湯呑	—	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付
11	表 探	磁器	碗	—	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付
12	表 探	磁器	碗	—	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付
13	表 探	磁器	小皿	7.2	3.8	5.6	瀬戸・美濃	明治初頭	染付
14	表 探	磁器	碗	—	—	—	瀬戸・美濃	明治初頭	染付
15	建 物 跡 1	磁器	瓶	—	—	—	肥 前	18C後半	染付
16	建物跡1 南側	磁器	瓶	—	—	—	肥 前	18C後半	染付
17	建物跡2 南側	磁器	碗	—	—	—	肥 前	18C後半	染付
18	表 探	磁器	碗	—	—	—	肥 前	18C後半	染付
19	建物跡1前庭部	陶器	鉢	—	—	—	肥 前	18C後半	刷毛目
20	建物跡1 西側	磁器	碗	—	—	—	肥 前	18C後半	染付
21	建物跡1 東側	陶器	土瓶	(12.3)	—	—			
22	建 物 跡 1	陶器	土瓶	—	(10.3)	—			

2. 金 属 器

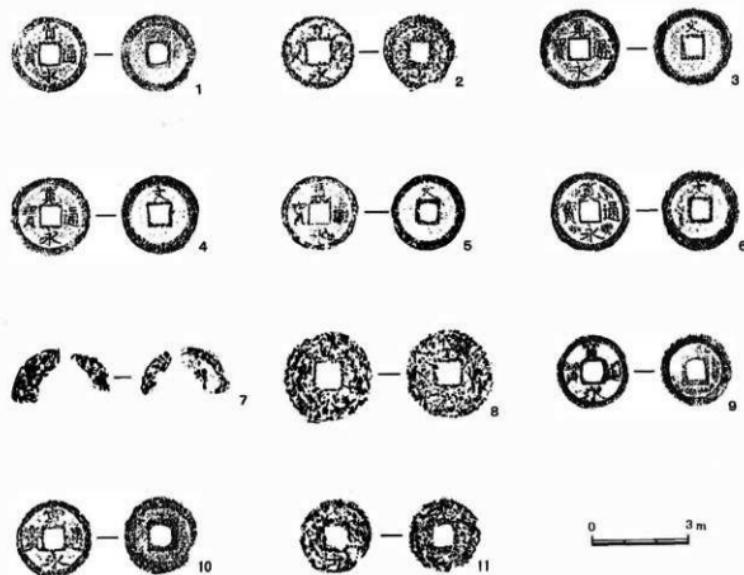
金属器（第21図、第2表）は、すべて鉄製品で、和釘4点（1～4）と環状金具1点（5）と刀子1点（6）が出土している。1・3・4は建物跡2とその周辺、2は建物跡1の西側からそれぞれ出土している。断面が方形で基部上端を叩き潰し、折り返して頭部とする頭巻釘である。1は腐食のため、頭部が欠損している。2と3は直線形であるが、4は先端部が屈曲している。打ち付けられた材木の厚さなどに関係するのかも知れない。5は建物跡からの表探資料で、形状から止め金具の役割などが考えられるが、詳しい性格は不明である。6は建物跡2より出土している。難用に用いられた小刀であるとみられるが、柄の部分は欠損している。これらの法量は第2表に示した。

3. 錢 貨

出土した錢貨（第22図、第3表）のうち、8点（1～6、9、10）が「寛永通宝」の鋳造銘が確認できる。1・2・9・10は書体が細い特徴から、寛文8年（1668）から明治2年（1869）ま



第21図 出土金属器実測図



第22図 出土錢貨実測図

で鋳造された、いわゆる「新寛永」である（ボナンザ1974）。1・9・10は銅錢で、2は鉄錢で元文4年（1739）以降の鋳造とみられる。1・2・9は建物跡1内で検出され、10は参道跡の陥口付近から検出された。3～6も新寛永であるが、「文錢」といわれ、特徴として「文」の背文が認められ、寛文年間に鋳造された銅錢であることを示す。いずれも建物跡1より出土している。7は欠損が著しいため、8・11は錆による劣化のため鋳造銘が確認できない。この3点は鉄錢である。いずれも建物跡2より出土している。

（小野田）

〈文献〉

株式会社ボナンザ1974「江戸の銭貨」『日本貨幣手帳』

第2表 出土金属器一覧

遺物番号	出土遺構・出土区	材質	種類	長さ(mm)	幅(mm)	重さ(g)	備考
1	建物跡2	鉄	釘	94.5	5.9	11.6	頭部欠損
2	建物跡1	鉄	釘	104.0	5.7	12.1	
3	建物跡2	鉄	釘	105.5	5.4	11.2	
4	建物跡2	鉄	釘	98.1	10.4	12.1	先端部屈曲
5	表 探	鉄	環	32.9	9.2	15.2	
6	建物跡2	鉄	刀子	72.1	6.5	12.6	

第3表 出土銭貨一覧

図版番号	出土遺構・出土区	銭貨名	材質	外径(mm)	穿径(mm)	初鑄年	備考
1	建物跡1	寛永通宝	銅	24.2	6.4	寛文8(1668)	
2	建物跡1	寛永通宝	鉄	23.3	6.1	元文4(1739)	
3	建物跡1	寛永通宝	銅	25.3	6.0	寛文8(1668)	背文「文」
4	建物跡1前庭部	寛永通宝	銅	25.3	6.1	寛文8(1668)	背文「文」
5	建物跡1	寛永通宝	銅	23.9	5.9	寛文8(1668)	背文「文」
6	建物跡1	寛永通宝	銅	25.0	6.1	寛文8(1668)	背文「文」
7	建物跡2	—	鉄	—	—		2/3以上欠損
8	建物跡2	—	鉄	28.3	7.6		
9	建物跡1	寛永通宝	銅	23.2	6.6	寛文8(1668)	
10	参道跡	寛永通宝	銅	24.7	6.3	寛文8(1668)	
11	建物跡2	—	鉄	23.6	6.6		

第V章 特論

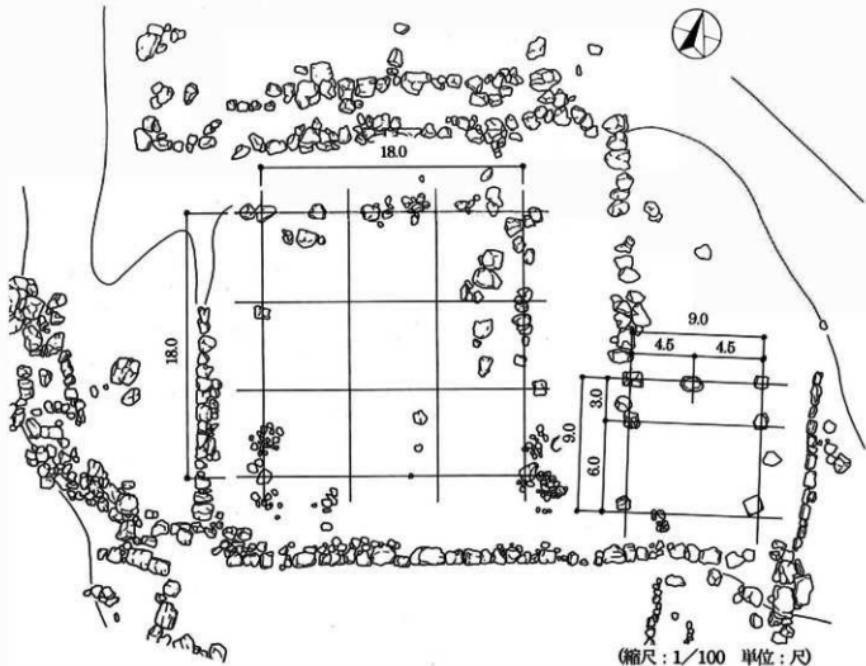
1. 人穴富士講遺跡の建築史的考察

日本建築専門学校教授 建部恭宣

(1) 建築遺構の概要

建物の礎石や根石と解釈される遺構が検出されている。各礎石は建築的に整然と残されているわけではなく、出土状況からは、戦後植林された樹木やその際の作業等によってかなり動かされているものと思われる。

これらの礎石の配置状況から建物は2棟であったと想定され(第23図)、西側の規模の大きな1棟と、その東側に接近しているやや小規模の1棟である。2棟共、原則的には南面しているが、それぞれの建物の軸線は真北から約18度反時計回りに振れており、さらに互いの軸線についても平行ではなく僅かにずれている。また、遺構の重なり具合からは、2棟が同時期に並立していたものとは考えられず、大規模な建物の方が小規模のものより古い遺構とみられている。各建物の



第23図 上部構造推定図

周辺には石積みが施されているが、基壇と呼ぶ程のしっかりした構造体ではなく、建物周辺の区画を示したものと解釈するのが妥当であろう。石積みの内外には、雨落ちとみられるものは検出されていない。

西側の礎石群の配置と寸法からは、柱真々が18.0尺の建物が想定され、1間6.0尺というこの地方に通例的な基準尺を当てはめれば、方3間の建物であったことが考えられる。内部等建物の詳細に関しては、これ以上のことは判らない。

一方、小規模な遺構からは、方9.0尺の建物が想定されるが、建築的にはより具体的な形が浮かび上がる。すなわち、間口は9.0尺であるが、奥行きはおそらく二分されていたのであろう。前方に6.0尺の空間を取り、その奥に奥行き3.0尺の部分があったと考えられる礎石の配置である。奥の半間は物入れのような空間であったか、あるいは床から少し高くされた棚か从壇のような装置が設けられていたのかもしれない。いずれにせよ、両側の礎石配置からは、前方は三叠分、その奥に間口一杯で奥行き半間の空間という、二つの空間に分割されていたことが読み取れる。また、背面の柱筋には、中央に1本柱が立っていたことも併せて知られる。

(2) 出土金物

建築に関する金物としては、和釘が4本出土している。いずれも働きが3寸から3.5寸のもので、鍛の程度やその他の外見所見からは、江戸時代後期から明治初期にかけての製品と推測される。

もう1点、直径1寸、成3分程の鉄製の輪金物が出土しているが、これが建築に関わる金物かどうか判定に苦しむところであり、現時点では不明とせざるを得ない。

(3) 古絵図について（第24図）

弘化4年（1847）に成立したと伝えられる『富士山真景之図』に、「富士郡人穴邑淨土山」が描かれている。そこに洞穴の入り口が見られ、その上部左側後方に建物が1棟認められる。絵図史料のことゆえ、どの程度現状に写実的であるか疑問は残るが、その建物の形式は切妻造や宝形造とは考えられず、寄棟造か入母屋造と解釈される。

果たして、古絵図に描かれた建物と、今回の調査によって検出された建物遺構が合致するか否か明らかにし得ないが、洞穴の上部後方に何らかの建物があったと考えるのは、あながち無理な解釈ではないだろう。



第24図 『富士山真景之図』より
富士郡人穴邑淨土山（部分図）

(4) 小結

さらに詳細かつ広範囲に及ぶ発掘調査を俟たねばならないが、建築的には、現時点では以下のことが知られる。

人穴富士講遺跡から、2棟の建物と解釈される遺構が検出されている。1棟は、柱真々18.0尺、方3間の建築と考えられる。他の1棟は、9.0尺四方の小規模な建物で、内部は前方1間と後方半間に二分割されていたものと思われる。後方半間部分は、棚か从壇のようなものが設けられていたと推測される。

2棟のいずれについても、用途や構造形式等の詳細については不明とせざるを得ない。

第VI章 まとめにかえて

平成11年6月に市指定として史跡指定された「人穴富士講遺跡」は、富士講に関連する碑塔や諸施設あるいは山岳修験の修行場としての火山特有の溶岩洞穴である人穴などを総称した遺跡である。これらのうち、碑塔群についてはそこに刻まれた銘文の内容も含めて1998年に刊行された富士宮市教育委員会発行の『史蹟人穴』(富士宮市教育委員会1998)に詳しい。

その人穴富士講遺跡は、これらの碑塔群を中心に2ヘクタール余りに及ぶ広がり示す遺跡であるが、その中には、すでに廃絶してしまっている建物跡や参道跡などが残っており、時代の移り変わりとともに施設の改築が行なわれていることが知られ、人穴に対する信仰形態の変化によりその姿を変える建物群の変遷を辿ることを可能にしている。今回の調査は、この碑塔群及び洞窟の開口部のある人穴富士講遺跡の中心部以外に展開する諸施設に対して、考古学的な手法によってその性格を検討することを主な目的として、さらにその広がりがどこまで続くのかを解明することにある。

1. 建物跡と参道

人穴の洞穴のちょうど真上に建物跡1と建物跡2（註1）が確認されている。これらは当然富士講の根本的な聖域である人穴自体を充分に意識して構築されていることが指摘できるものである。特に、建物跡1については、穴上部の溶岩流の一部をその基盤として建てられ、穴の開口部を直接見ることができる場所に占地している。また、犬スズミ山溶岩流により形成された丘陵部の縁辺部に位置するこの遺跡の周辺には比較的平坦な場所が少ないながらも、これら2棟の建物は、人穴の東側の平坦面を選択して建てられている。その中で、穴の開口部西側に広がる平坦地には碑塔を群集させて建て、この東側には建物が構築されている。両方の平坦地は、穴の周囲に展開する点でよく似ているが、周囲を土壠状の高まりにより遮られる閉鎖的な碑塔群の区域と丘陵の下から可視できる開放的な建物跡の区域としてその景観を大きく違えている。因みに、建物跡は標高697メートルの平坦地に築かれ、碑塔群は標高693メートルの一段低い平坦面に築かれている。つまり、南側から人穴を参拝する者にとって丘陵の下から見上げることができる建物は、聖地「人穴」として最初に見ることができた具体的な構造物であったのである。このような、立地環境の違いは、相関してそれぞれの空間に対する意義付けの違いとして反映されている。建物の空間、人穴本来の空間、碑塔を建てる空間に分けてこの遺跡を捉えると、各区域が厳密に使い分けられているその初現的な姿を思い描くことができる。そのため、後述する文政6年（1823）の建物の改修に起因する遺跡の大きな画期を通して、それより古い碑塔が人穴の開口部近辺に建てられていないこと（富士宮市教育委員会 1998）も穴の前に一定の空間を用意しているものとして理解でき、そして、この画期以後に開口部空間に建物を構築すること自体は、本来の規制が作用しなくなっていると捉えることができる。このように、時間の経過とともに空間の持つ意義付けが変化している様子を窺えるが、建物跡の変遷により次の3段階に分けて人穴富士講遺跡は捉えられる。ただし、人穴の開口部自体とその西側に広がる碑塔群の場所については、碑塔群の広がりとして認識されるととも、各段階とも大きな変化は認めることはできない。

段階 1 (第25図)

今回の発掘調査で確認されている古い段階の参道（以下参道跡とする。）と建物跡1、道跡1により構成される段階を段階1とする。

参道跡は、天保6年（1835）の紀年銘があり「人穴淨土門」と刻まれているNo.1の碑塔（註2）のあたりを起点に中道往還から人穴に対して分岐し、建物跡1に対して比較的正確に北側を指示しながら北進する参道の一部で、急傾斜地における階段跡として確認されたものである。中道往還自体は、このNo.1の碑塔辺りから人穴のある丘陵を迂回するようにその裾に沿って大きく西側に折れ曲がっていたようである。それは、今回の調査で第8～10号トレンチとして設定した箇所で道状の遺構等が確認されなかったことからも人穴富士講遺跡として指定してある範囲から外れたもう少し南側を通っていたものと考えることができ、その西側で今の県道に取り込まれると理解される。

参道跡は、建物跡に付随する段階に続くもので、方向に大きなずれはない。そのため、建物跡の段階脇の石垣は、参道方向を意識して構築されている。これらは前述のようにほぼ南北方向を指して、それぞれが関連付けられて設置された構造物であると言える。それに対して、建物跡1は、その軸方向がN-30°-Wを指し、大きく西に傾いていることが指摘でき、非常に不自然な配置を示しているものである。それを建物部分が単に地形で制約されたとするには、十分な平坦面が確保できる点から無理がある。それでは、このずれをいかに解釈するか。現状では、ちょうど建物跡の軸方向の約13キロメートル先に山岳修験の祖とされる役行者などを祀る村山浅間神社が鎮座しており、それとの相関性を指摘することができる。もともと、村山浅間神社における修験道の時代的な変遷の中で成立したと解釈すべき人穴に対する信仰であるわけで、その関連は充分考えられるのである。この南北を志向しない特異な方向性は、以後人穴の開口部に設置された玉垣や現在の参道上部における道の西側への屈折、あるいはそれに添って建てられている碑塔群などの配置として採用されており、今まで継承されているものとなっている。

この段階1では、当然現状の参道は存在していないものと見られる。そうすると、建物跡1と洞窟人穴や碑塔群を結ぶ道として道跡1の存在は重要となる。この道跡1はその北側の石列を道跡2により再利用されていることにより明らかに道跡2より古いものである。そして、道跡2により西側が破壊されているようで全体の様相はよく分からなくなっているものの、残存する部分の形状からは直線的に人穴の開口部前に広がるその前庭部と言える区域の南側に達している。『史蹟人穴』でグループ14として分けられている碑塔群の東側列は、後述するようにこの段階には存在していない。それは、この道跡1が、建物跡1と人穴の開口部とを直線的に結びつけるものとして機能していたためであり、その必要性がなくなるまでグループ14東列の碑塔群は建立されないわけである。

この道跡1は、建物跡1と参道跡に直接関連と考えられるものであり段階状の参道跡と建物跡1の段階の間に広がる平坦地をその分岐として穴の方向へ向かう道が設置されていたようである。その点は、参道跡の幅とこの道跡の幅が同一な点からも指摘できる相関性である。

中道往還を後にしてこの人穴を訪れた者は、まず、建物跡1に存在して施設に参拝し、その後に人穴自体や碑塔などに参拝したようである。このような状況を段階1には思い描くことができるわけであるが、この段階には厳密な領域分けが行なわれていた様子も理解される。碑塔が数多く建立された区域は、人穴が開口する方向であるとともに、最も奥の場所で、非常に特異な区域であるとも指摘することができる（第26図）。



第25図 人穴富士講遺跡全体図

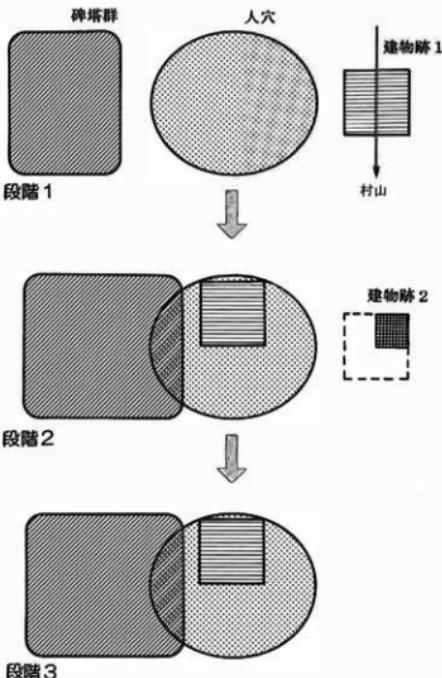
なお、「淨土門」を起点とする参道跡が建物跡1を目指すと考えると、丘陵裾で掘られた井戸が参道脇にあることになるが、井戸の年代が分からぬため、参道跡との直接的な関連については指摘することができない。井戸周辺の平地には、昭和の年代に民家があつたとも言われており、そちらとの関連も考えなければならないものである。

段階2(第25図)

この段階は、文政6年(1823)に書かれた『大日堂修復勅化帳ノ寫』(『史蹟人穴』資料一九)に見られるように光徳寺大日堂の改修された歴史事象を以って設定されるものである。

この段階の開始には光徳寺大日堂と目される建物跡1が改修あるいは改築されるわけであるが、その具体的な状況についてはまだよく分かっていない。今回の調査では、建物跡1から建物跡2への建て替えが確認されているが、建物跡2は、建物跡1の1/4の広さしか無く、同一の機能を考えることは難しい。建物跡1はこの平坦地以外の場所に建て替えられたものとするほうが自然であると考えられるが、碑塔群以外で平坦地の少ないこの地区で、唯一それが可能なのは、現在『人穴浅間神社』が建てられている人穴開口部の前庭部であろう。その事実を考古学的に探査することは今となってはなす術がないが、『人穴浅間神社』の建立された場所の初現となる土地利用はここに求めるべきであると思われる。このことについては、人穴浅間神社周辺に文政6年以後の碑塔が多く見られることとそれらが建物に規制され一定の方向性を示している点などが間接的にその存在を傍証しているものと思われる。

この建物跡1の移動に伴い、建物跡1に直接関係する参道も旧来の中道往還からの分岐点を基点として付け替えられているはずである。現状の参道はこの段階に敷設されたものと捉えることができる。この段階の参拝者は碑塔No.1に刻まれている淨土門の地点より直接人穴開口部に向かうようになるわけである。文政6年以後に参道が付け変えられた事実は、グループ14西列の碑塔No.15とNo.16の位置関係からも指摘できることである。それぞれの建立年代は、No.15が文政8年(1825)、No.16が文化11年(1814)を示すが、文政6年を挟んで前後の年代を表わすものとなっている。No.15はグループ14西列のひとつとして方向性を合わせ参道に沿って構築されているのに対して、No.16はこれら西列の背後に設置されており、参道から見ると極めて不自然な位置にあると言え、さら



第26図 人穴の領域概念

にその方向も大きくずれている。これは、No16設置時に明らかに今の参道が存在していなかったものと理解され、No15の時代には参道が存在していたものと解釈される事象であるとともに、No16の構築場所が道跡1の存在とその機能を間接的に表わしていると考えることができるものである。

建物跡1が人穴開口部に移されたことは、本来の建物跡1の持つ領域と人穴の領域が共存することを表わすわけで、それは人穴の信仰空間の大幅な改変が図られていたことを指摘することができるものである。建物跡1を文献に見られる光保寺大日堂とすれば、その施設に対する信仰観念の変化として捉えられ、この段階より人穴本体に帰属する施設として変貌を遂げるようになる。このようにこの段階より碑塔・穴・建物の各領域はそれぞれの排他性が弱まり、穴の入り口部に新たに建物が建てられるとともにそこにも碑塔が構築されるようになる（第26図）。

この変化に呼応するように建物跡1のあった場所には、9尺四方（柱間）の御堂と思われる建物跡2が建てられる。それは、建物跡1の南東側に建立された施設で、具体的な用途はよく分からぬものの、礎石の位置からその後部に幅3尺の壇状施設を持つ建物が想定される。また、各部材としての礎も、よく整形された切石を使用しており、自然礎をうまく利用している建物跡1とはその様相を違えている。その礎石部分と建物跡1の東側見切り部分が重複して確認され、建物跡1に較べて5°30'東にその軸線が傾き、厳密に方向を同じにしない。見切り部分と重複する点や方向性の相違は、直接建物跡1の廃絶が起因して建物跡2の構築されたのではなく、その間に若干の時間差を想定しなければならないことになる。

前記の『大日堂修復勧化帳ノ寫』には「大日堂殊ノ外霧落之處ナゲカワシク」と書かれており、文政6年の修復以前に大日堂が荒廃していた様子が知られている。

この建物跡2の建立に伴い新しい参道からの入り口として道跡2が敷設されるようである。この道跡2は、グループ14東列の碑塔群を迂回するようにその南側から入る経路で、道跡1に較べてグループ14東列の碑塔群を意識して敷設されており、東側に大きく屈曲し、建物跡1の前の石垣前を通り、建物跡2の南面に至る道として捉えられたものである。その経路から考えると、建物2の前面で今回調査された鉤の手状に配列する石列はこの道跡の一部と理解することが最も自然であろう。この建物跡2と道跡2は、柱間と道幅が同じ数値を示す基準の相関性からもその親縁性が指摘され、一対のものとすることができます。また、参道から建物跡2に向かう道の存在は、グループ14東列の参道側から見て背後にあるNo226およびNo227の祠の存在からも指摘できる。これらは、その設置された場所から参道に直接関連したものと考えると非常に不自然な位置にあると言えるものである。それらがいずれも南面していることから、ちょうど道跡2の北側沿いに設置されていたものと考えると無理がないようである。二つの祠のうち、No227については、元禄3年（1690）の紀年銘が刻まれており、人穴では古い段階の石造物であり、本来道跡1の路傍にあったものと思われるが、文政6年以降の道跡2の敷設に伴いこの位置に移動されたものと考えることができる。このように、建物跡1が直接その南から参拝する施設であるのに対して、建物跡2は、建物自体は南から参拝するものの、新しい参道から東に向かってそこに辿り着く施設でもあったと捉えることができる。

建物跡2の建立時期に大きく係わることであるが、道跡2の敷設の時期について、文政11年（1828）に建立されたNo.9の碑塔を初現とするグループ14東列を意識するその位置関係から、文政11年を下限とする建立年代が想定される。逆に、文政6年の施設改変に伴う新しい参道の建設が、建物跡2に向かう新たな道を開設したとするならば、それぞれの道に影響されない区域にグループ14東列の碑塔群が構築されたとも考えることができる。いずれにしても段階2に伴う建物

2の建立は、相対的な年代として19世紀の前半段階に行なわれたと考えられるのである。

そして、この段階2の人穴の様子を写実的に表わしたのが、弘化4年(1847)に描かれたとされる『富士山真景之図』(長島 1985)(第6図)であろう。この絵図は、参道の突き当たりで人穴の開口部前方部にあたる場所で弘化2年(1845)に建立されたNo19の碑塔が忠実に描かれており、絵図自体の内容に対する信憑性は高いと思われるものである。そこには、群集する碑塔や人穴の開口部の他に、現在の人穴浅間神社の場所に大日堂が築かれ、さらに開口部の上段後方に比較的小さな御堂が表現されている。この御堂はその妻側を人穴側に向けて表現されている建物で建物跡2に相当することは十分考えられるものであるが、この絵図の構図からは、木々や岩などでその一部を隠すことによる遠近的な技法で表された人穴開口部後方のこの御堂部分が、すでに人穴信仰の領域において副次的な空間となっていることも指摘できるものとなっている。

段階3(第25図)

建物跡2の施設が廃絶するとともに、明治10年頃の廃仏毀釈などに関連して、大日堂が現在まで続く人穴浅間神社に変わった段階以降が相当する。建物跡2の廃絶年代に対しては具体的な情報がなくよく分からぬが、今回の調査により出土している陶磁器の年代からは明治時代初めごろが想定される。建物跡2の廃絶はこの段階を特徴付ける大きな出来事であるが、それは同時にかつて建物跡1が建立された時代から続いたこの区域に対する信仰領域としての認識が完全に消失したこと意味するものもある(第26図)。そして、時代が移り変わり、そこに何があったのかさえ忘れ去られ、建物に伴う石列が往時を偲ぶ姿として今に残るだけとなつたのである。

2. 建物跡とその時代

このように、人穴における構造物は、それぞれ同じ消長を示すものとは考えられないが、その複合する遺跡として大きく3つの段階でその変遷を追えるものと思われる。各段階をそれぞれ第1期・第2期・第3期とした場合、各期はどのような年代が想定されるだろうか。今回の調査の成果を踏まえて検討してみることにする。

第1期

まず第1期であるが、道跡2に関連してその存在が想定されるNo227の祠に刻まれた元禄3年(1690)の年号が大きく評価される。道跡2の項でも述べたように、この祠は、道跡1にもともと関連していたと指摘できるものであるが、道跡1が建物跡1に付属する道であることを考えたとき、建物跡1がその祠の建立以前に創建されたものとすることさえ可能であると思われる。

元禄年間については、現在の参道脇に建てられているNo.4の馬頭観音を祀る碑塔に元禄2年(1689)の紀年銘が刻まれている点が注目される。これは、参道跡などに関連しない位置にあることから直接参道跡の年代を決める根拠にはならないが、現参道が文政6年以前に存在しないとなると、古い参道から付け替えが行なわれた際に、現在の場所に移築された可能性も考えなければならない。そうなると、元のあった場所は参道跡の近辺となろうか。No.227やNo.4の碑塔は、いずれも建物跡1の年代を表すわけではないが、碑塔群全体の分布の中で建物跡や参道跡に近い箇所に建てられている碑塔である点は、本来の建立位置を間接的に反映している可能性があるものと理解される。それらが、各施設の変化に対応して、どのように動かされたものか充分検討しなければ

ならない課題であろう。

これらの碑塔群同様に原位置を動かされた可能性を考えなければならない碑塔としては、No203を取り上げる必要がある。この碑塔には、享保15年（1730）の紀年銘とともに「奉寄進人穴廟前」と刻まれているが、現状の位置では、その前後に「人穴廟」に相当する施設が見当たらない。これは、本来「人穴廟」とされる施設の前にあったものが、今の位置に動かされたと考えるべきものである。そうなれば、問題となるのは「人穴廟」自体の解釈であろう。享保15年とする年代からは、前述の段階1に対応して「人穴廟」が建物を表す名称で、それが建物跡1を具体的に指していると解釈することができる。

また、この段階は今回の調査で確認されている参道跡の最下部で出土している墓標の塔身と思われる石造物の部材（第25図-A）が、その時代を決める手がかりとなる。この部材はその左面に「丁亥 口永四年」（宝永4年（1707））の年号が刻まれている。墓標である点から年号はその没年代を表すものであり、直接その建立年代を表すものではないが、相対的な年代を考える際には参考になるものと思われる。参道跡が前述のように建物跡1のために設置された道であり、それらは一対のものと捉えられるならば、そこで出土しているこの部材はこの参道付近に建てられていた可能性もあり、参道の廃絶に伴い墓標の一部をここに廃棄したものとも理解される。そして、本来参道付近にあった墓標の一部が、建物跡1が人穴側に移動した現在の状況下でも幸いに廃絶した参道内に取り残されたものと見ることができるわけである。

これらのことから、人穴に対する信仰形態の確立に関連してくる第1期の年代については、建物跡1の創建年代にも関連しそうな状況にあるが、それは17世紀後半を大きく下らない時代以前として捉えられるものと思われる。そして、享保年間を中心として18世紀前半代までは、この段階の中で考えることができるわけである。

第2期

第2期は、段階2として検討したように、文政6年が画期となって設定される。文政6年に人穴を訪れた僧空胎が光保寺大日堂の修復を行なったと『大日堂修復勧化帳ノ寫』（『史蹟人穴』資料19）の記載がその大きな根拠なって時代設定がされる。この場合、修復が大日堂を改修したのではなく「壊れた所を直す」の意味の修復という言葉で表現されていることはやや気になるところであるが、今回の調査でその存在が確認された建物跡2と弘化4年の『富士山真景ノ図』の構図の類似性から、大きな施設の変更があったものと考えている。この段階には、大日堂が新たに人穴開口部の前部に再建され、それに伴う参道が現在の場所に付け替えられる。

第3期

人穴開口部前に広がる空間に建てられた大日堂が浅間神社に変えられた明治時代前葉以降を第3期とする。この段階以降は、確実に建物跡1や2の建てられていた場所に対する信仰領域としての意識が消失するものである。昭和10年代には陸軍演習地が人穴地区に設置されることにより大部分の家が強制的に上井出の芝山地区に移転させられるが、その時に、人穴浅間神社も同く遷座させられている。この人穴浅間神社の移築は、この第3期における大きな事件として、その時代的な変化を指摘できるものである。ただし、太平洋戦争以後に芝山浅間神社とは別に浅間神社が明治時代以来の場所に再興されていることから、人穴に対する信仰に関する諸施設の配置に何ら変化がなかったものとも捉えることができる。このように考えることにより第3期は現在まで

続いているものと理解される。

3. 人穴富士講遺跡の範囲

今回の調査は、人穴富士講遺跡に係る施設の構造的な概要把握とその変遷をひとつの主題とするとともに遺跡の範囲を確定することに大きな目的があった。このような、複数の施設の集合体としての遺跡は、その範囲確定がなかなか難しい。それは、たとえば同様に碑塔が建立されている人穴から約500メートル離れた新穴をこの遺跡の範囲にするかと言った問題として指摘できるわけである。

今回の調査成果から考えて、現状で考えられる人穴の3つの信仰領域に直接関連する遺跡の範囲は、まず、碑塔No.1の地点から北側範囲を考えるべきであろう。人穴に向かう参道は新旧の付け替えが実施されたものの、その基点は、「人穴浄土門」と刻まれたこの碑塔No.1の地点であり、中道往還からの分岐点として捉えることができる。この分岐点こそ聖域「人穴」の入り口であり、この地点は俗界と遞漸する結界の地点として極めて重要である。そして、ここから人穴富士講遺跡としての人穴の範囲が始まると考えるべきである。

ここより中道往還（根原道）は大きく人穴を迂回して西側に向きを変えていることは、人穴がある丘陵の裾を調査した第8～10トレンチの調査成果から判明しており、現状の市指定範囲（註3）の外側にその街道が通っていたものと捉えることができるものである。人穴の丘陵裾に街道が通っていたのではなく、大きくその外側を迂回していた中道往還は、その経路に自然地形以外の要因が作用していたものと考えることができる。それには、不可侵の聖域「人穴」に対する作用が働いたとするのが最も自然であろう。このように考えると、人穴富士講遺跡の範囲は、市指定範囲を越えた現在の鳥居が建てられている辺りまでの南側一帯を含める必要がある。この点については、第4図に示した明治21年の地図に描かれている旧街道の実体を調査し、今回確認されなかった中道往還本体の解明が必要となるものと考えられる。

人穴富士講遺跡内部の施設としては、ほぼ市指定範囲の中に収まるものであるが、ただ、建物跡2については、その範囲を越えて指定範囲の東側に展開していることが判明している。この建物跡2は、人穴第2期を規定する重要な遺構だけにその取り扱いは、極めて慎重でありたい。そして、この建物跡2に関連する施設の範囲が、人穴富士講遺跡の範囲を規定しているのである。

市指定の遺跡範囲の北側では、炭焼窯が5基調査されている。いずれも石組みで構築されたもので、破壊されたものや廃棄されたものなどその残存状況は様々であるが、相互に相關する関係を認めることがあるものである。地元の古の話によれば、昭和の初めまで個人所有の施設として操業していたものである。そして、これらは人穴と直接的な関連がないことも聞き取りされている。このように、これら5基に及ぶ炭焼窯の展開する範囲は、富士講などによる信仰遺跡としての要素を重視するならば、人穴富士講遺跡の本来の範囲からは除外して考えるべきであると思われる。

（渡井）

【註】

- (1) 建物についてはその上屋構造が解明されていて、固有の施設名が判明している場合、その名称を使用すべきであるが、まだ、その性格は分かっていない。そのため、文献等に関連して具体的な名称を使用する以外は、遺構としての建物跡と施設としての建物を総称して「建物跡」と呼ぶこととする。
- (2) 碑塔やそのグループの番号は、富士宮市教育委員会1998に準拠させている。
- (3) 市の史跡として指定されている範囲は、第3図周辺地形図の網かけ部分がほぼ相当する。

〈文献〉

富士宮市教育委員会 1998『史蹟人穴』

長島泰行筆画、岡田博校訂・解説 1985『江戸時代參詣 富士山真景之図』名著出版

第VII章 おわりに

今回の調査では、広域的な調査範囲の中で、建物跡・参道跡・道跡・炭焼窯などが確認、調査されており、大きな成果を上げることができた。これらの遺構は、人穴の信仰に関わる建物跡・参道跡・道跡と昭和の初期に地場産業のひとつとなっていた炭焼きに伴う窯跡とに分けて捉えられる。「人穴富士講遺跡」として前者がその主体を占めることは明白であるが、周辺地域における近代地域産業の変遷の一端を考える際には後者も重要な遺構であるといえる。かつては林業に対する依存度が高かったこの地域が、戦後一大酪農地帯として変貌を遂げるその変遷を考える上で、今回の継続的に営まれた炭焼窯群の確認は、その前時代の様子を象徴的に伝えるものとして捉えることができる。

人穴富士講遺跡に関連する施設に対しては、文献に見られる大きな画期を踏まながら、その変遷を3期に分けて考えてみた。その中で第2期と第3期の始まりについては、その画期を追認するような状況になるようあるが、第1期の始まり、つまり信仰遺跡としての人穴の始まりについては、まだうまく整合しないようである。今回の調査では、18世紀中葉の富士講成立以前に建物や参道からなる一連の施設が成立していた可能性を指摘できそうな状況となっている。それについて、享保15年(1730)に建てられたNo203の碑塔(燈籠)に「奉寄進人穴廟前 和州十市郡十市村 今沢久右衛門 長英」と刻まれていることは、大きな意味を持つものと考えられる。これは、上方における富士行人との係わりを示すもので、富士講に先行して成立した講の存在を示すとともに、村山三坊とりわけ大鏡坊との関連が考えられるとされ(若林 1998)、人穴に対する組織的な信仰形態の成立には、富士行人つまり村山三坊が大きく関わっていたものと見なすことができるようである。このように考えると、人穴に関する信仰形態にはごく早い段階から一連の施設が整備されおり、それに大きく村山三坊が関わっていたと指摘されるとともに、新興勢力としての富士講はそれら施設を継承して独自の発展を示したものと捉えることができるわけである。この村山三坊つまり村山浅間神社との関連を考えると建物跡1の特異な軸方向は、極めて示唆的であると言える。人穴における富士行人関係から富士講関係への碑塔の変化は、享保年間を境とする富士山信仰における上方から江戸への変化に呼応するものである(若林 1998)が、今回の調査でその時期の状況を具体的に表わす遺構、遺物は確認されていない。18世紀前半における人穴周辺施設の具体的な様子を今後解明する必要があるように思われる。

今回の調査では、人穴周辺の施設の確認とその変遷の概要を相対的な時代幅の中で捉えることができたものと考えているが、それぞれの遺構に対する詳細な調査は残されており、その絶対的な年代についても解明されていない。また、碑塔の銘文や文献の記載に対する関連についても十分検討されたとも言い切れない。さらに、「人穴」信仰に係わる遺跡としての「人穴富士講遺跡」の現状範囲についても再考の余地があることが判明している。いずれも今後の大きな検討課題であろう。

(渡井)

〈文献〉

若林淳之 1998 「第六章 人穴碑塔群の調査と研究」『史蹟人穴』富士宮市教育委員会

報告書抄録

ふりがな	しせきひとあな2							
書名	史蹟人穴Ⅱ							
副書名	埋蔵文化財にかかる範囲確認調査報告書							
卷次	史蹟人穴第2集							
シリーズ名	富士宮市文化財調査報告書							
シリーズ番号	第28集							
編著者名	小野田晶、武田英俊、渡井英善							
編集機関	富士宮市教育委員会							
所在地	〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150 TEL0544-22-1187							
発行年月日	西暦2001年12月25日							
ふりがな 所収遺跡	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ひとあな 人穴	富士宮市 ひとあな 人穴	市番号 181 22207	35° 21' 富士宮市	138° 35' 27"	20010604 ~ 20010907	18,325m ²	史跡整備 事業に伴う範囲確認調査	
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
人穴富士講 遺跡	社寺	近世以降	建物跡 参道跡 道路跡 炭焼窯跡 井戸	国産陶磁器 金属器 錢貨	大日堂跡と伝えられる建物跡と、それに付属する参道跡			

富士宮市文化財調査報告書第28集

史蹟人穴Ⅱ

埋蔵文化財にかかる範囲確認調査報告書

平成13年12月25日

編集 富士宮市教育委員会

発行 富士宮市教育委員会

〒418-8601

静岡県富士宮市弓沢町150

(0544) 22-1111㈹

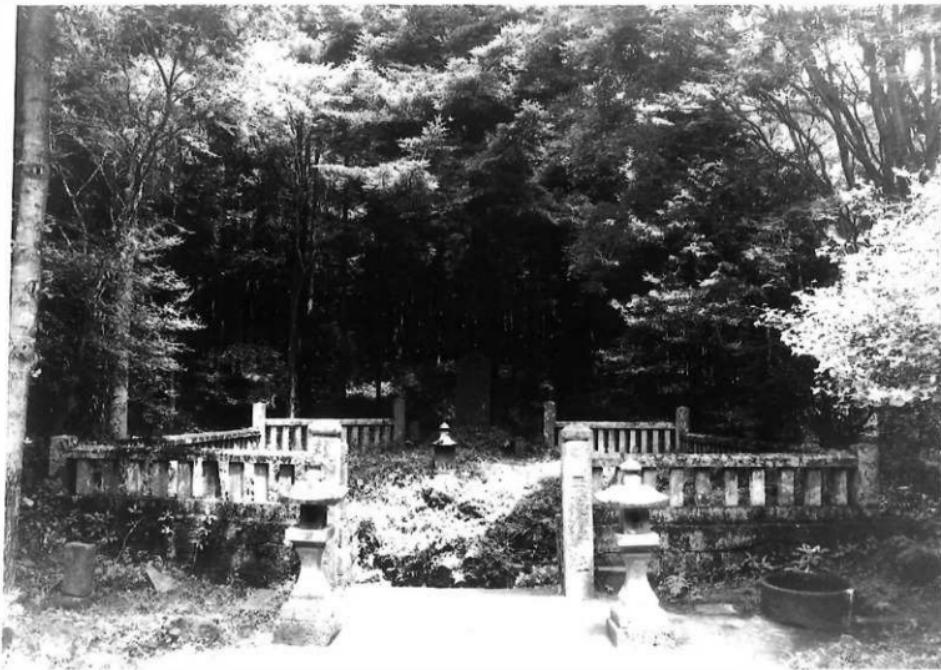
印刷 みどり美術印刷株式会社

〒410-0058

沼津市沼北町2丁目16番19号

(0559) 21-1839

写 真 図 版



遺跡遠景

図版 1



A. 遺跡遠景（西から）



B. 中道往還と人穴（南から）

図版2 遺跡近景



A. 「浄土門」と人穴（南から）



B. 人穴洞穴（西から）

建 物 跡

図版3



A. 建物跡周辺調査前風景（北から）



B. 建物跡 1（南から）

図版4 建物跡



A. 建物跡1と基壇北側石列（東から）



B. 建物跡2（西から）

建 物 跡

図版5



A. 建物跡1北側基壇・見切石（南から）



B. 建物跡1西側の石組（南から）

図版6 参道跡



A. 参道跡（南から）



B. 参道跡中央付近（南西から）

参道跡と道跡

図版 7



A. 参道跡下位付近（南西から）



B. 道跡 1（西から）

図版8 道 跡



A. 道跡 1・2 (北東から)



B. 道跡 2 と 第7トレンチ (北西から)

石列と炭焼窯跡

図版9



A. 石列（東から）



B. 炭焼窯跡 1（南西から）

図版10 炭焼窯跡



A. 炭焼窯跡2（南から）



B. 炭焼窯跡3（南西から）

炭焼窯跡

図版11

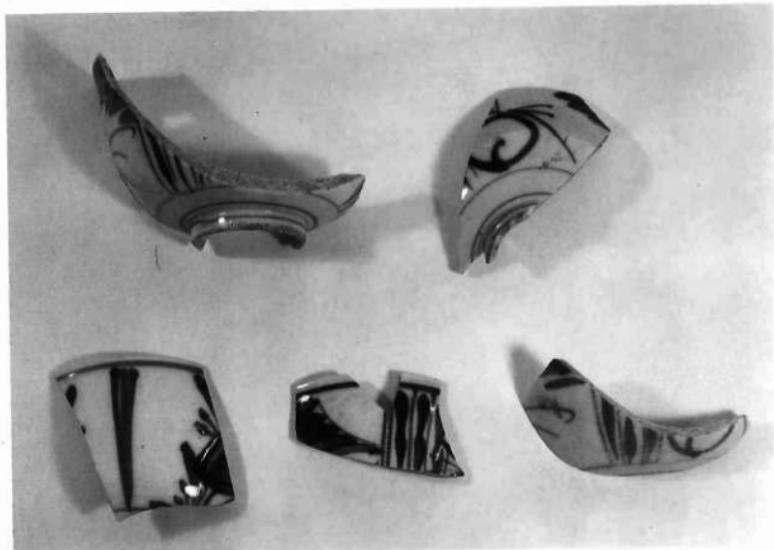


A. 炭焼窯跡4（南西から）



B. 炭焼窯跡5（北から）

図版12 出土遺物①



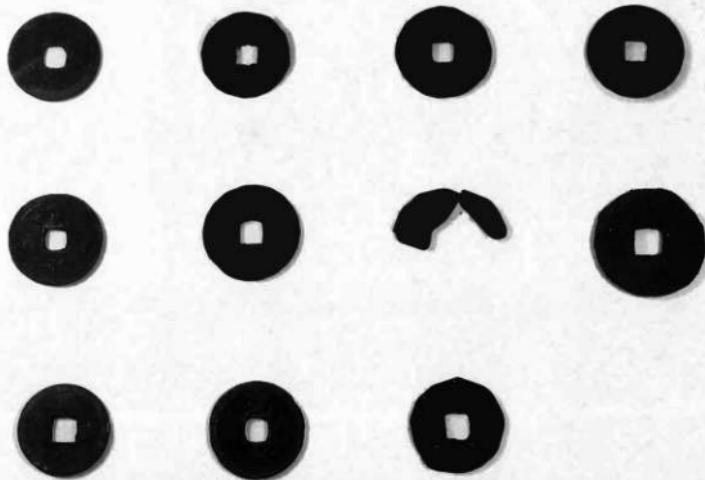
A. 出土陶磁器①



B. 出土陶磁器②



A. 出土金属器



B. 出土钱货